

令和3年9月30日
自動車局安全・環境基準課
自動車局審査・リコール課

事故時の車両情報を記録するための国際基準を導入します ～道路運送車両の保安基準等及び保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）に係る国連規則を国内の保安基準に導入するため、所要の法令等の整備を行います。

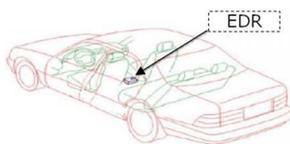
自動車局では、自動車の安全・環境基準等について、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化を進めています。

今般、「事故情報計測・記録装置に係る国連規則（第160号）」が国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において新たに採択されたこと等を踏まえ、我が国においてもこれらの規則を導入するとともに、改正された他の規則を保安基準に反映させることなどを目的として保安基準の改正等を行います。

なお、1.（1）及び（2）に関する国連規則策定においては、自動車局、交通安全環境研究所及び自動車基準認証国際化研究センターが、それら規則策定のための国連の会議の議長等を務めながら、日本としてその策定を主導してきたところです。

1. 保安基準等の主な改正項目（詳細は別紙参照）

- (1) 乗用車等には、事故時に車両に関する情報（車速、加速度、シートベルト着用有無等）を記録する事故情報計測・記録装置（EDR）を備えなければならないこととする。



<EDR の設置個所と本体>

<EDR の作動イメージ>

- (2) 乗用車等には、対静止車両、対走行車両及び対歩行者の制動要件に加え、対自転車の制動要件に適合する衝突被害軽減ブレーキを備えなければならないこととする。

2. 公布・施行

公布：令和3年9月30日

施行：令和3年9月30日

問い合わせ先

自動車局 安全・環境基準課：山村、占部

電話 03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8602（直通）、FAX 03-5253-1639

自動車局 審査・リコール課：小出、片野

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）、FAX 03-5253-1640

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 183 回会合において、「事故情報計測・記録装置に係る協定規則（第 160 号）」が新たに採択された。また、「乗用車等の衝突被害軽減ブレーキに係る協定規則（第 152 号）」、「タイヤ空気圧監視装置に係る協定規則（第 141 号）」等の改訂が採択された。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行うこととする。

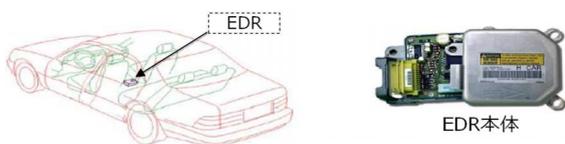
2. 改正の概要

(1) 道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 3 章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 乗車定員 10 人未満の乗用車及び車両総重量 3.5 t 以下の貨物車には、事故時に車両に関する情報（車速、加速度、シートベルト着用有無等）を記録する事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）を備えなければならないこととする。

【EDRの設置個所と本体】



【EDRの作動イメージ】



【記録内容】

記録情報の内容 (一部抜粋)	記録時間〔秒〕 (事故発生時を0秒とする)
①速度変化量	0～0.25
②車両表示速度	-5.0～0
③アクセル・ブレーキペダル踏込有無	-5.0～0
④シートベルト着用有無	-1.0
⑤衝突被害軽減ブレーキの作動状態※	-5.0～0

【適用日】

新型車※ : 令和 4 年 7 月 1 日

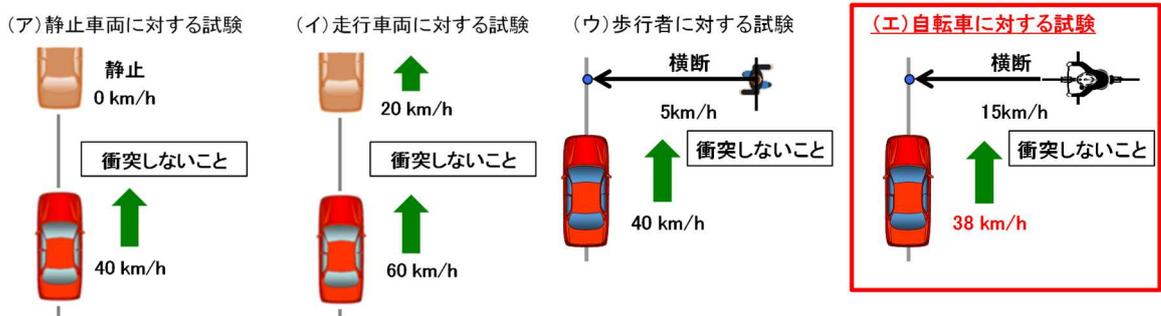
継続生産車 : 令和 8 年 7 月 1 日

※⑤については令和 6 年 7 月 1 日

(異なる国連規則発行日に併せ追って別途の告示改正が必要)

- ② 乗車定員 10 人未満の乗用車及び車両総重量 3.5 t 以下の貨物車には、対静止車両、対走行車両及び対歩行者の制動要件に加え、対自転車の制動要件に適合する衝突被害軽減ブレーキを備えなければならないこととする。

【主な試験法】（今回（エ）を追加）



【適用日】 新型車：令和 6 年 7 月 1 日 継続生産車：令和 8 年 7 月 1 日

- ③ タイヤ空気圧監視装置を備えた場合の技術的な要件の適用対象に、車両総重量 3.5 t 超えのトラック及びトレーラ並びに乗車定員 10 人以上のバスを追加する。

【適用日】 新型車：令和 5 年 7 月 1 日 継続生産車：令和 7 年 7 月 1 日

(2) 道路運送車両法施行規則の一部改正

国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車以外の自動車等）について法第 59 条第 1 項の規定による新規検査を申請する者が提出すべき書面に、事故情報計測・記録装置に係る基準に適合することを証する書面を加える。

(3) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、事故情報計測・記録装置を追加する。
- ② 法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 160 号に基づき認定された事故情報計測・記録装置を追加する。
- ③ 協定規則第 141 号等の改訂に伴い、規則番号について変更を行う。

(4) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、事故情報計測・記録装置の型式等について指定を申請する者が、保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して定めるほか、所要の改正を行う。

(5) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

3. スケジュール

公 布：令和 3 年 9 月 30 日

施 行：令和 3 年 9 月 30 日

国連の車両等の型式認定相互承認協定(1958年協定)の概要

1. 協定の目的

1958年に締結された国連の多国間協定であり、正式名称は、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」(以下、「車両等の型式認定相互承認協定」という。)である。

車両等の型式認定相互承認協定は、自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の国際調和及び認証の相互承認を推進することにより、安全で環境性能の高い自動車を普及するとともに、自動車の国際流通の円滑化を図ることを目的としている。

2. 加入状況

令和3年(2021年)9月現在、56か国、1地域が加入。

日本は、平成10年(1998年)11月24日に加入。

ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、イギリス、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア、欧州連合(EU)、日本、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ、ニュージーランド、キプロス、マルタ、韓国、マレーシア、タイ、モンテネグロ、チュニジア、カザフスタン、アルバニア、エジプト、ジョージア、サンマリノ、モルドバ、アルメニア、ナイジェリア、パキスタン

(下線はEU加盟国、□はアジア諸国)

3. 基準の制定・改訂

(1) 協定に基づく規則(以下、「協定規則」という。)は、国連の自動車基準調和世界フォーラム(WP29)での検討を経て、制定・改訂が行われる。同フォーラムには、上記締約国の他、アメリカ、カナダ、中国等が参加している。

(2) 令和3年(2021年)9月現在、装置ごとに165の協定規則(基準)が制定されている。

4. 協定に基づく認証の相互承認の流れ

(1) 協定締約国は、国内で採用する協定規則を選択する。

(2) 協定締約国は、採用した協定規則について、当該協定規則による認定を行った場合には、国番号付きの認定マーク(E₄₃:日本の場合)と認定番号を与える。

(3) 認定を取得した装置については、当該協定規則を採用した他の協定締約国での認定手続きが不要になる。

5. 日本における規則の採用状況及び今後の方針

日本は令和3年(2021年)9月現在、乗用車の制動装置、警音器等の99の規則を採用している。今後も、新技術を踏まえた基準の策定等により積極的に基準調和を進めていくこととしている。

国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目

令和3年9月現在

No.	項目名	No.	項目名	No.	項目名
0	国際的な車両認証制度	56	前照灯(モペッド)	113	対称配光型ヘッドランプの配光
1	前照灯	57	前照灯(二輪車)	114	後付エアバック
2	前照灯白熱球	58	突入防止装置	115	CNG、LPGレトロフィットシステム
3	反射器	59	交換用消音器	116	盗難防止装置
4	後部番号灯	60	コントロール類の表示(二輪車、モペッド)	117	タイヤ単体騒音
5	シールドビーム前照灯	61	外部突起(商用車)	118	バス内装難燃化
6	方向指示器	62	施錠装置(二輪車)	119	コーナリングランプ
7	車幅灯、尾灯、制動灯、前部・後部上側端灯	63	騒音(モペッド)	120	ノンロード馬力測定法
8	ハロゲン前照灯	64	応急用予備走行装置	121	コントロール・テルテール
9	騒音(三輪車)	65	特殊警告灯	122	ヒーティングシステム規則
10	電波妨害抑制装置	66	スーパーストラクチャー強度(バス)	123	配光可変型前照灯
11	ドアラッチ及びヒンジ	67	LPG車用装置	124	乗用車ホイール
12	ステアリング機構	68	最高速度測定法	125	直接視界
13	制動装置	69	低速車の後部表示板	126	客室と荷室の仕切り
13H	制動装置(乗用車)	70	大型車後部反射器	127	歩行者保護
14	シートベルト・アンカレッジ	71	農耕用トラクタの視界	128	LED光源
15	排出ガス規制	72	ハロゲン前照灯(二輪車)	129	新幼児拘束装置
16	シートベルト	73	大型車側面保護	130	車線逸脱警報装置
17	シート及びシートアンカー	74	灯火器の取付(モペッド)	131	衝突被害軽減制動制御装置
18	施錠装置(四輪車)	75	タイヤ(二輪車、モペッド)	132	排ガスレトロフィット
19	前部霧灯	76	前照灯(モペッド)	133	リサイクル
20	ハロゲン前照灯(H4前照灯)	77	駐車灯	134	水素燃料電池自動車
21	内部突起	78	制動装置(二・三輪車、モペッド)	135	ポール側面衝突時の乗員保護
22	ヘルメット及びバイザー	79	かじ取装置	136	電気自動車(二輪車)
23	後退灯	80	シート(大型車)	137	フルラップ前突時乗員保護
24	ディーゼル自動車排出ガス規制	81	後写鏡(二輪車)	138	車両接近通報装置
25	ヘッドレスト	82	ハロゲン前照灯(モペッド)	139	BAS(ブレーキアシストシステム)
26	外部突起(乗用車)	83	燃料要件別排出ガス規制	140	ESC(横滑り防止装置)
27	停止表示器材	84	燃費測定法	141	タイヤ空気圧監視装置
28	警音器	85	馬力測定法	142	タイヤ取付
29	商用車運転席乗員の保護	86	灯火器の取付け(農耕用トラクタ)	143	重量デュアルエンジンのレトロフィットシステム
30	タイヤ(乗用車)	87	デイトイランニングランプ	144	事故自動緊急通報装置
31	ハロゲンシールドビーム前照灯	88	反射タイヤ(モペッド、自転車)	145	年少者用補助乗車装置取付具
32	後部衝突における車両挙動	89	速度制限装置	146	水素燃料電池自動車(二輪車)
33	前方衝突における車両挙動	90	交換用ブレーキライニング	147	連結装置(農耕用)
34	車両火災の防止	91	側方灯	148	信号灯火に係る規則
35	フットコントロール類の配列	92	交換用消音器(二輪車)	149	照射灯火に係る規則
36	バスの構造	93	フロントアンダーランププロテクタ	150	反射器に係る規則
37	白熱電球	94	オフセット前突時乗員保護	151	側方衝突警報装置
38	後部霧灯	95	側突時乗員保護	152	衝突被害軽減制動制御装置
39	スピードメーター	96	ディーゼルエンジン(農耕用トラクタ)	153	後面衝突における燃料漏れ及び電気安全
40	排出ガス規制(二輪車)	97	警報装置及びイモビライザ	154	軽・中量車の世界統一排出ガス測定法
41	騒音(二輪車)	98	前照灯(ガスディスチャージ式)	155	サイバーセキュリティ
42	バンパー	99	ガスディスチャージ光源	156	ソフトウェアアップデート
43	窓ガラス	100	電気自動車	157	自動車線維持機能
44	幼児拘束装置	101	乗用車のCO2排出量と燃費	158	後退時車両直後確認装置
45	ヘッドランプ・クリーナー	102	連結装置	159	低速走行時前方衝突警報装置
46	後写鏡	103	交換用触媒	160	事故情報計測・記録装置
47	排出ガス規制(モペッド)	104	大型車用反射材	161	施錠装置
48	灯火器の取付け	105	危険物輸送車両構造	162	イモビライザ
49	ディーゼルエンジン排出ガス規制	106	タイヤ(農耕用トラクタ)	163	盗難発生警報装置
50	灯火器(二輪車、モペッド)	107	二階建てバスの構造		
51	騒音	108	再生タイヤ		
52	小型バスの構造	109	再生タイヤ(商用車)		
53	灯火器の取付け(二輪車)	110	CNG・LNG自動車		
54	タイヤ(商用車)	111	タンク自動車のロールオーバー		
55	車両用連結装置	112	非対称配光型ヘッドランプの配光		

令和3年11月29日
自動車局
審査・リコール課
整備課

タカタ製エアバッグに関する車検停止措置の対象車両の追加について

国土交通省では、タカタ製エアバッグのリコール改修を促進するため、新たに届出があったリコールの対象車両についても車検停止措置の対象として追加します。

1. 背景

タカタ製エアバッグについては、異常破裂し、金属片が飛散する不具合が発生しているため、平成21年以降、総台数2,112万台（令和3年5月末時点）のリコールを実施しています。

これらのリコール対象車のうち、特に異常破裂する危険性の高い車両（※）であって、届出から2年以上未改修のものを対象に、平成30年5月1日より車検停止措置を講じているところです。

※①エアバッグの製造管理が不適切であったもの又は②国内で異常破裂したエアバッグと同じタイプであって生産から9年以上経過したものを搭載した車両

当該措置に関しては、生産から9年以上経過したものを順次対象に追加する必要があり、令和2年1月に追加をしたところですが、その後、新たに上記措置の対象となるリコールが届出られたことから、当該リコールの対象車についても同様の措置を講ずる必要があります。

2. 措置の概要

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第27号）について、以下の2件のリコールを車検停止措置対象として追加する改正を行います。

リコール届出番号	車検停止措置の開始日	改善措置未実施台数 (令和3年9月末時点)
4640	令和4年5月1日	1,412台
外-3271	令和6年5月1日	391台

なお、お持ちの車が今回の措置の対象になるかどうかは、各自動車メーカーのウェブサイト又は各自動車メーカー窓口（別紙3）で確認できます。確認にあたっては、「車台番号」が必要になりますので、お手元に車検証をご用意ください。

【お問い合わせ先】

自動車局審査・リコール課 倉持、赤松、長岡

代表:03-5253-8111（内線:42363）、直通:03-5253-8596

FAX:03-5253-1640

第二章 検査業務関係

別紙 1

連絡先：自動車局 審査・リコール課 リコール監理室 TEL 03- 5253- 8111 内線 42361 アドレス：http://www.mlit.go.jp
--

リコール届出一覧表

リコール届出日：令和2年1月16日

リコール届出番号	4640	リコール開始日	令和2年1月16日
届出者の氏名又は名称	株式会社SUBARU 問い合わせ先:SUBARU お客様センター 取締役社長 中村 知美 SUBARUコール 0120-052215		
不具合の部位(部品名)	エアバッグ装置(インフレーター)		
基準不適合状態にあると認める構造、装置又は性能の状況及びその原因	助手席用エアバッグのインフレーター(膨張装置)において、ガス発生剤の吸湿防止が不適切なため、温度および湿度変化の繰り返しによりガス発生剤が劣化することがある。このため、エアバッグ展開時にインフレーター容器が破損するおそれがある。		
改善措置の内容	全車両、助手席用エアバッグインフレーターを点検し、該当するインフレーターが装着されているものは、インフレーターを対策品に交換する。		
不具合件数	0件	事故の有無	0件
発見の動機	部品メーカーからの情報による。		
自動車使用者及び自動車分解整備事業者に周知させるための措置	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者:ダイレクトメール、直接訪問又は電話で通知する。 ・自動車分解整備事業者:日整連発行の機関誌に記載する。 ・改善実施済車には、運転席側ドア開口部のドアロックストライカー付近にNo. 4640のステッカーを貼付する。 		

車名	型式	通称名	リコール対象車の車台番号の範囲及び製作期間	リコール対象車の台数	備考
スバル	LA-GD2	「インプレッサ」	GD2-003194 ~ GD2-011611 平成16年 1月 8日~平成19年 4月20日	653	
	LA-GD3		GD3-002605 ~ GD3-007692 平成16年 1月13日~平成19年 4月20日	405	
	TA-GDA		GDA-014016 ~ GDA-021585 平成16年 1月 6日~平成19年 4月23日	1, 249	
	GH-GDB		GDB-025347 ~ GDB-042653 平成16年 1月 6日~平成19年 4月23日	2, 725	
	DBA-GDC		GDC-002003 ~ GDC-002370 平成18年 6月 7日~平成19年 4月23日	58	
	DBA-GDD		GDD-002003 ~ GDD-002230 平成18年 6月 8日~平成19年 4月13日	36	
	LA-GG2		GG2-047523 ~ GG2-089937 平成16年 1月 6日~平成19年 4月24日	4, 149	
	LA-GG3 TA-GG3		GG3-028787 ~ GG3-052655 平成16年 1月 6日~平成19年 4月23日	2, 190	
	TA-GG9		GG9-010060 ~ GG9-010204 平成16年 1月 7日~平成16年 4月26日	15	
	TA-GGA		GGA-010717 ~ GGA-015101 平成16年 1月 6日~平成19年 4月18日	553	
	DBA-GGC		GGC-002001 ~ GGC-004339 平成18年 6月 6日~平成19年 4月23日	360	

第二章 検査業務関係

車名	型 式	通 称 名	リコール対象車の車台番号 の範囲及び製作期間	リコール対象車 の台数	備 考
スバル	DBA-GGD	「インプレッサ」	GGD-002002 ～ GGD-003280 平成18年 6月 8日～平成19年 4月20日	218	
	(計13型式)	(計1車種)	(製作期間の全体の範囲) 平成16年 1月 6日～平成19年 4月24日	(計12,611台)	

(備考)

本届出の対象範囲は、平成27年5月22日提出の届出番号「3578」にてリコール届出をしたものであり、改善措置により乾燥剤が入っていないタカタ製の新品インフレーターに交換したものについて、再度リコール届出をするものです。

【注意事項】

リコール対象車の車台番号の範囲には、対象とならない車両も含まれている場合があります。

連絡先	自動車局審査・リコール課リコール監理室 TEL03-5253-8111(内線42361) アドレス:http://www.mlit.go.jp
-----	---

リコール届出一覧表

リコール届出日：令和3年8月24日

リコール届出番号	外-3271	リコール開始日	令和3年8月24日
届出者の氏名又は名称	ゼネラルモーターズ・ジャパン株式会社 代表取締役 若松 格 製作国：米国 製作者名：ゼネラルモーターズ社 問い合わせ先：GMフリーダイヤル TEL 0120-711-276		
不具合の部位 (部品名)	その他の装置 (運転席エアバッグ)		
基準不適合状態にある と認める構造、装置又 は性能の状況及びその 原因	運転席側エアバッグのインフレーター (膨張装置) において、環境温度および湿度変化の繰り返しにより推進剤 (ガス発生剤) が劣化することがある。そのため、エアバッグ展開時にインフレーター内圧が異常上昇して、インフレーター容器が破損するおそれがある。		
改善措置の内容	全車両、運転席側エアバッグモジュールを対策品に交換する。		
不具合件数	国内 0件	事故の有無	なし
発見の動機	本国からの情報による。		
自動車使用者及び自動車 特定整備事業者に周知 させるための措置	使用者：ダイレクトメール等で通知する。 自動車特定整備事業者：日整連発行の機関誌に掲載する。 弊社 HP に掲載する。		

車名	型式	通称名	リコール対象車の車台番号 (シリアル番号)の範囲及び輸入期間	リコール 対象車の 台数	備考
シボレー	「ABA- KT300」	「ソニック」	KL1TA48EECB018592 ~ KL1TA48ELFB200082 平成23年6月13日~平成27年4月27日	502	
	(計1型式)	(計1車種)	(輸入期間の全体の範囲) 平成23年6月13日~平成27年4月27日	(計502台)	

注意事項

リコール対象車の車台番号の範囲には、対象とならない車両も含まれている場合があります。

自動車メーカー問い合わせ先

自動車メーカー名(五十音順)	お問い合わせ先 ※1	ウェブサイトURL ※2
アウディジャパン株式会社	0120-598-119	https://www.audi.co.jp/web/ia/accessory_service/info_top/recall.html
いすゞ自動車株式会社	0120-119-113	http://www.isuzu.co.jp/recall/
FCAジャパン株式会社	0120-712-812	http://fcagroupprecallinfo.kir.jp/Rinfo/search/index.php
株式会社 SUBARU	0120-052-215	http://recall.subaru.co.jp/lgsb/
ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社 【ジャガー】	0120-92-2772	https://www.jaguar.co.jp/ownership/recall.html
【ランドローバー】	0120-92-2992	https://www.landrover.co.jp/ownership/recall-information.html
ゼネラルモーターズ・ジャパン株式会社	0120-711-276	https://www.gmtakataairbag.com/product/public/jp/ja/takata_recall/home.html
ダイハツ工業株式会社	0800-500-0182	https://www.daihatsu.co.jp/info/recall/search/recall_search.php
Tesla Motors Japan 合同会社	0120-975-214	https://www.tesla.com/jp/support/annual-and-recall-service
トヨタ自動車株式会社【トヨタ】	0800-700-7700	http://www.toyota.co.jp/recall-search/dc/search
【LEXUS】	0800-500-5577	http://lexus.jp/recall/
ニコル・レーシング・ジャパン合同会社	0120-699-250	http://alpina.co.jp/services/recall/recall-information/
日産自動車株式会社	0120-941-232	http://www.nissan.co.jp/RECALL/search.html
ビー・エム・ダブリュ株式会社	0120-954-018	http://bmw-japan.jp/after-service/recall_search.html
日野自動車株式会社	0120-106-558	http://www.hino.co.jp/j/service/recall/index.php
フェラーリ・ジャパン株式会社	0120-688-801	https://auto.ferrari.com/ia_JP/owners/car-part-services/
フォードモーターカンパニー / PCI 株式会社	0120-125-175	http://www.ford-service.co.jp/
フォルクスワーゲングループ・ジャパン株式会社	0120-509-300	http://web.volkswagen.co.jp/afterservice/etc/recall.html
プジョー・シトロエン・ジャポン株式会社	0120-55-4106	http://www.citroen.jp/services/recall/
本田技研工業株式会社 HONDA OF AMERICA MFG.,INC. HONDA AUTOMOBILE(THAILAND)CO.,LTD. HONDA CANADA INC.	0120-112-010	http://recallsearch4.honda.co.jp/sqs/r001/R00101.do?fn=link_disp
マツダ株式会社	0120-386-919	https://www2.mazda.co.jp/service/recall/

自動車メーカー問い合わせ先

三菱自動車工業株式会社	0120-324-860	https://recall.mitsubishi-motors.co.jp/Recall/ispforward.do?page=/searchrecallstatus.jsp&prefix=
メルセデス・ベンツ日本株式会社	0120-086-880	http://www.mercedes-benz.jp/myservice/recall/search/index.html
UDトラックス株式会社	0120-67-2301	https://recallsearch.udtrucks.com/

網掛けは、車検で通さない措置の対象となる自動車メーカーになります。

- ※1 お持ちの車が今回の措置の対象になるかどうかの確認は、検索システムを活用してご確認頂くか、各自動車メーカー窓口までご相談ください。
- ※2 各自動車メーカーのウェブサイト又は検索システムでは、お持ちの車のリコール届出状況等について確認できません。「車台番号」が必要になりますので、お手元に車検証をご用意ください。

令和4年1月7日
自動車局安全・環境基準課
自動車局審査・リコール課

リスク軽減機能(ドライバー異常時対応システム)の要件を導入します ～道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

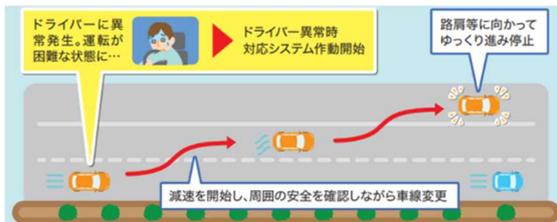
リスク軽減機能(ドライバー異常時対応システム)に関する国連規則を国内の保安基準の詳細規定に導入するため、所要の法令等の整備を行います。

自動車局では、自動車の安全・環境基準等について、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化を進めています。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において、リスク軽減機能の性能要件を追加する国連規則の改正が合意されたこと等を踏まえ、我が国においても、改正された国連規則を保安基準に反映させることなどを目的として、保安基準の詳細規定の改正等を行います。この国連規則は、我が国が平成28年に世界で初めてこのような機能について要件化したガイドラインをベースに策定されています。

1. 主な改正項目 (詳細は別紙参照)

- (1) 運転者が無反応状態になった場合に、自動で安全に停止や操舵する緊急機能を備える自動車(二輪自動車及び特殊な自動車を除く。)について、国連規則第79号の要件を適用する。



<作動例【要件例】>

- ① 運転者をモニタリングして運転者の状態を検知【手動作動開始も可】
- ② 運転者に警報を発報【少なくとも作動開始5秒前】
- ③ 運転者の介入がない場合車両を減速し停止【減速度 = 4 m/s^2 以下】
～～車線変更機能付き～～
- ④ 車線変更先の車線の安全が確認された場合車線変更【周辺検知機能装備】
- ⑤ 車線変更完了後、道路脇に停止【方向指示器とハザードの切り替え】

<リスク軽減機能の作動イメージ>

- (2) 重量車の燃費試験法として、より走行実態に即した燃費値を測定するため、新たに JH25 モード法を定める。

2. 公布・施行

公布 : 令和4年1月7日

施行 : 令和4年1月7日

問い合わせ先

自動車局 安全・環境基準課 : 【1. (1)関係】山村、辰野

【1. (2)関係】谷倉、大江

電話 03-5253-8111 (内線 42532)、03-5253-8602 (直通)、FAX 03-5253-1639

自動車局 審査・リコール課 : 小出、片野

電話 03-5253-8111 (内線 42313)、03-5253-8596 (直通)、FAX 03-5253-1640

装置型式指定規則の一部を改正する省令案及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成10年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「国連規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（以下「WP29」という。）第184回会合において、「かじ取装置に係る国連規則（第79号）」、「水素燃料自動車の安全基準に係る国連規則（第134号）」等の改訂が採択された。

これらの状況等を踏まえ、装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

(1) 装置型式指定規則の一部改正

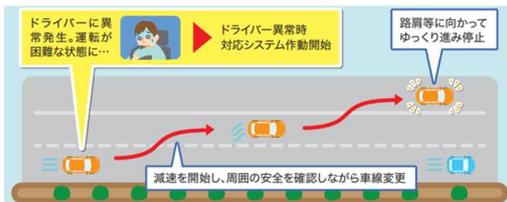
国連規則第79号等の改訂に伴い、規則番号について変更を行うほか、所要の改正を行う。

(2) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 運転者が無反応状態になった場合に、自動で安全に停止や操舵する緊急機能を備える自動車（※1）について、国連規則第79号の要件を適用する。

【作動イメージ・要件例】



<作動例【要件例】>

- ① 運転者をモニタリングして運転者の状態を検知【手動作動開始も可】
- ② 運転者に警報を発報【少なくとも作動開始5秒前】
- ③ 運転者の介入がない場合車両を減速し停止【減速度 = 4m/s²以下】
～車線変更機能付き～
- ④ 車線変更先の車線の安全が確認された場合車線変更【周辺検知機能装備】
- ⑤ 車線変更完了後、道路脇に停止【方向指示器とハザードの切り替え】

【バス車両の追加要件】

- ・リスク軽減機能を手動で作動させる手段を装備している場合、乗員に当該機能が作動していることを表示すること。
- ・作動開始前に乗員に対し聴覚及び視覚により警報すること。

運転者用非常停止ボタン



乗客用非常停止ボタンと警報イメージ



【適用日】

- 新型車 : 令和5年9月1日
継続生産車 : 令和7年9月1日

- ② 圧縮水素ガスを燃料とする重量車（※2）には、事故時の消防・救急活動等の際に、当該車を識別する目的として、国連規則第134号に規定されたラベルを車体の指定された箇所に貼付しなければならないこととする。

【適用日】 新型車 : 令和4年9月1日 継続生産車 : 令和6年9月1日

- ③ 重量車（※2）の燃費試験法として、新たに JH25 モード法（※3）を定める。

- ※1 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。
- ※2 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5 t を超える自動車に限る。
- ※3 より走行実態に即した燃費値を測定するため、従来の燃費試験法から以下の点を変更する。
 - (1) エンジン試験時の測定点数（トルクと回転数に応じた燃費の測定条件）の追加
 - (2) 空気抵抗、転がり抵抗の実測値の反映
 - (3) 走行実態に応じた都市間走行比率、積載・乗車比率の見直し

(3) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）の一部改正

(2)①の改正について令和 5 年 9 月から適用対象とするほか、所要の改正を行う。

(4) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

3. スケジュール

公 布：令和 4 年 1 月 7 日

施 行：令和 4 年 1 月 7 日

国連の車両等の型式認定相互承認協定(1958年協定)の概要

1. 協定の目的

1958年に締結された国連の多国間協定であり、正式名称は、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」(以下、「車両等の型式認定相互承認協定」という。)である。

車両等の型式認定相互承認協定は、自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の国際調和及び認証の相互承認を推進することにより、安全で環境性能の高い自動車を普及するとともに、自動車の国際流通の円滑化を図ることを目的としている。

2. 加入状況

令和4年(2022年)1月現在、56か国、1地域が加入。

日本は、平成10年(1998年)11月24日に加入。

ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、イギリス、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア、欧州連合(EU)、日本、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ、ニュージーランド、キプロス、マルタ、韓国、マレーシア、タイ、モンテネグロ、チュニジア、カザフスタン、アルバニア、エジプト、ジョージア、サンマリノ、モルドバ、アルメニア、ナイジェリア、パキスタン

(下線はEU加盟国、□はアジア諸国)

3. 基準の制定・改訂

- (1) 協定に基づく規則(以下、「国連規則」という。)は、国連の自動車基準調和世界フォーラム(WP29)での検討を経て、制定・改訂が行われる。同フォーラムには、上記締約国の他、アメリカ、カナダ、中国等が参加している。
- (2) 令和4年(2022年)1月現在、装置ごとに165の国連規則(基準)が制定されている。

4. 協定に基づく認証の相互承認の流れ

- (1) 協定締約国は、国内で採用する国連規則を選択する。
- (2) 協定締約国は、採用した国連規則について、当該国連規則による認定を行った場合には、国番号付きの認定マーク(E₄₃:日本の場合)と認定番号を与える。
- (3) 認定を取得した装置については、当該国連規則を採用した他の協定締約国での認定手続きが不要になる。

5. 日本における規則の採用状況及び今後の方針

日本は令和4年(2022年)1月現在、乗用車の制動装置、警音器等の99の国連規則を採用している。今後も、新技術を踏まえた基準の策定等により積極的に基準調和を進めていくこととしている。

国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目

令和4年1月現在

No.	項目名	No.	項目名	No.	項目名
0	国際的な車両認証制度	56	前照灯(モペッド)	113	対称配光型ヘッドランプの配光
1	前照灯	57	前照灯(二輪車)	114	後付エアバック
2	前照灯白熱球	58	突入防止装置	115	CNG、LPGレトロフィットシステム
3	反射器	59	交換用消音器	116	盗難防止装置
4	後部番号灯	60	コントロール類の表示(二輪車、モペッド)	117	タイヤ単体騒音
5	シールドビーム前照灯	61	外部突起(商用車)	118	バス内装難燃化
6	方向指示器	62	施錠装置(二輪車)	119	コーナリングランプ
7	車幅灯、尾灯、制動灯、前部・後部上側端灯	63	騒音(モペッド)	120	ノンロード馬力測定法
8	ハロゲン前照灯	64	応急用予備走行装置	121	コントロール・テルテール
9	騒音(三輪車)	65	特殊警告灯	122	ヒーティングシステム規則
10	電波妨害抑制装置	66	スーパーストラクチャー強度(バス)	123	配光可変型前照灯
11	ドアラッチ及びヒンジ	67	LPG車用装置	124	乗用車ホイール
12	ステアリング機構	68	最高速度測定法	125	直接視界
13	制動装置	69	低速車の後部表示板	126	客室と荷室の仕切り
13H	制動装置(乗用車)	70	大型車後部反射器	127	歩行者保護
14	シートベルト・アンカレッジ	71	農耕用トラクタの視界	128	LED光源
15	排出ガス規制	72	ハロゲン前照灯(二輪車)	129	新幼児拘束装置
16	シートベルト	73	大型車側面保護	130	車線逸脱警報装置
17	シート及びシートアンカー	74	灯火器の取付(モペッド)	131	衝突被害軽減制動制御装置
18	施錠装置(四輪車)	75	タイヤ(二輪車、モペッド)	132	排ガスレトロフィット
19	前部霧灯	76	前照灯(モペッド)	133	リサイクル
20	ハロゲン前照灯(H4前照灯)	77	駐車灯	134	水素燃料電池自動車
21	内部突起	78	制動装置(二・三輪車、モペッド)	135	ポール側面衝突時の乗員保護
22	ヘルメット及びバイザー	79	かじ取装置	136	電気自動車(二輪車)
23	後退灯	80	シート(大型車)	137	フルラップ前突時乗員保護
24	ディーゼル自動車排出ガス規制	81	後写鏡(二輪車)	138	車両接近通報装置
25	ヘッドレスト	82	ハロゲン前照灯(モペッド)	139	BAS(ブレーキアシストシステム)
26	外部突起(乗用車)	83	燃料要件別排出ガス規制	140	ESC(横滑り防止装置)
27	停止表示器材	84	燃費測定法	141	タイヤ空気圧監視装置
28	警音器	85	馬力測定法	142	タイヤ取付
29	商用車運転席乗員の保護	86	灯火器の取付け(農耕用トラクタ)	143	重量デュアルエンジンのレトロフィットシステム
30	タイヤ(乗用車)	87	デイトイランニングランプ	144	事故自動緊急通報装置
31	ハロゲンシールドビーム前照灯	88	反射タイヤ(モペッド、自転車)	145	年少者用補助乗車装置取付具
32	後部衝突における車両挙動	89	速度制限装置	146	水素燃料電池自動車(二輪車)
33	前方衝突における車両挙動	90	交換用ブレーキライニング	147	連結装置(農耕用)
34	車両火災の防止	91	側方灯	148	信号灯火に係る規則
35	フットコントロール類の配列	92	交換用消音器(二輪車)	149	照射灯火に係る規則
36	バスの構造	93	フロントアンダーランププロテクタ	150	反射器に係る規則
37	白熱電球	94	オフセット前突時乗員保護	151	側方衝突警報装置
38	後部霧灯	95	側突時乗員保護	152	衝突被害軽減制動制御装置
39	スピードメーター	96	ディーゼルエンジン(農耕用トラクタ)	153	後面衝突における燃料漏れ及び電気安全
40	排出ガス規制(二輪車)	97	警報装置及びイモビライザ	154	軽・中量車の世界統一排出ガス測定法
41	騒音(二輪車)	98	前照灯(ガスディスチャージ式)	155	サイバーセキュリティ
42	バンパー	99	ガスディスチャージ光源	156	ソフトウェアアップデート
43	窓ガラス	100	電気自動車	157	自動車線維持機能
44	幼児拘束装置	101	乗用車のCO2排出量と燃費	158	後退時車両直後確認装置
45	ヘッドランプ・クリーナー	102	連結装置	159	低速走行時前方衝突警報装置
46	後写鏡	103	交換用触媒	160	事故情報計測・記録装置
47	排出ガス規制(モペッド)	104	大型車用反射材	161	施錠装置
48	灯火器の取付け	105	危険物輸送車両構造	162	イモビライザ
49	ディーゼルエンジン排出ガス規制	106	タイヤ(農耕用トラクタ)	163	盗難発生警報装置
50	灯火器(二輪車、モペッド)	107	二階建てバスの構造		
51	騒音	108	再生タイヤ		
52	小型バスの構造	109	再生タイヤ(商用車)		
53	灯火器の取付け(二輪車)	110	CNG・LNG自動車		
54	タイヤ(商用車)	111	タンク自動車のロールオーバー		
55	車両用連結装置	112	非対称配光型ヘッドランプの配光		

「自動車の用途等の区分について(依命通達)」の細部取扱いについて(平成13年4月6日付け国自技第50号)の一部改正について

令和4年3月
整備課

〈改正の概要〉

1. キャンピング車の構造要件について

現行のキャンピング車の構造要件は、平成13年4月に施行し、現在まで運用しているところ。

今般のコロナ禍によりアウトドアレジャーが見直され、キャンピング車の利用方法も多様性が求められているところ、現在の使用状況を鑑み、以下2点について構造要件を見直す改正を行うこととした。

(1) 水道設備及び炊事設備を利用するための床面高さ

従来、水道設備及び炊事設備を有効に利用できる床面高さとして1,600mm以上有することを規定していたが、座って使用する等、比較的低い位置にある水道設備及び炊事設備を利用する場合があることから、これらについては有効に利用できる床面高さを1,200mm以上と改正することとする。

(2) 就寝設備の数

従来、キャンピング車の構造要件として、2名分以上の就寝設備を有することを規定していたが、今般のコロナ禍により最少人数でキャンピング車を利用する場面が増加しており、これらの場合には1名分の就寝設備であっても、車室内に居住する目的を達成するのに適切な設備を有すると認められることから、キャンピング車の就寝設備を1名分以上と改正することとする。

2. その他特種用途自動車の構造要件について

昨今の特種用途自動車の使用状況を鑑み、所要の改正を行うこととする。

〈改正スケジュール〉

本改正規定は、令和4年4月1日から適用する。

「自動車の用途等の区分について（依命通達）」の細部取扱いについて（平成13年4月6日国自技第50号）新旧対照表

平成13年4月6日国自技第50号

改正令和4年3月1日国自整第278号

（傍線の部分は改正部分）

新		旧	
1 用途区分通達4-1-1-1の自動車		1 用途区分通達4-1-1-1の自動車	
車体の形状	電波監視車	車体の形状	電波監視車
構造要件	<p>総務省において使用する自動車のうち、不法に開設された無線局の探査のために使用するものであって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 保安基準第49条の規定に適合する警光灯（格納式、着脱式又は自動車の外形上に設置されていないものを除く。）及びサイレンを有すること。</p>	構造要件	<p>総務省において使用する自動車のうち、不法に開設された無線局の探査のために使用するものであって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有すること。</p>
留意事項	(略)	留意事項	(略)
2 用途区分通達4-1-1-2の自動車		2 用途区分通達4-1-1-2の自動車	
車体の形状	医療防疫車	車体の形状	医療防疫車
構造要件	<p>国、地方自治体、日本赤十字社又は医療法に基づき病院若しくは診療所等（これらの団体により構成される中小企業等協同組合を含む）に</p>	構造要件	<p>国、地方自治体、日本赤十字社又は医療法に基づき病院若しくは診療所等（これらの団体により構成される中小企業等協同組合を含む）に</p>
留意事項	(略)	留意事項	(略)

新		旧	
<p>3-2 用途区分通達 4-1-3 (2) の自動車</p>		<p>3-2 用途区分通達 4-1-3 (2) の自動車</p>	
<p>車体の形状</p> <p>患者輸送車</p>	<p>構造要件</p> <p>医療機関等において医療等の提供を受ける者（以下「患者等」という。）を輸送する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満たしているものをいう。</p> <p>なお、特種な目的に使用するための床面積を算定するための設備には、寝台又は担架の他、</p>	<p>車体の形状</p> <p>患者輸送車</p>	<p>構造要件</p> <p>医療機関等において医療等の提供を受ける者（以下「患者等」という。）を輸送する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満たしているものをいう。</p> <p>なお、特種な目的に使用するための床面積を算定するための設備には、寝台又は担架の他、</p>
<p>留意事項</p> <p>(略)</p> <p>・上記を除き、複数の位置で担架を固定するため、<u>そのすべてを特</u></p>	<p>留意事項</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>		
<p>において、健康診断、治療等のため、又は獣医療法に基づき診療施設の開設の届出をした者が、動物の治療等のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満たしているものをいう。</p> <p>1 健康診断、治療等の用に供する椅子又は寝台を有し、かつ、医師又は看護師等が<u>作業を行うのに必要な空間を有していること。</u></p> <p>2 健康診断、治療等の用に供するエックス線撮影装置、検眼装置又は心電図測定装置等を有すること。</p> <p>なお、<u>他の部位と明確に区別ができる専用の設置場所を有する場合には、脱着式であってもよい。</u></p> <p>3～6 (略)</p>	<p>において、健康診断、治療等のため、又は獣医療法に基づき診療施設の開設の届出をした者が、動物の治療等のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満たしているものをいう。</p> <p>1 健康診断、治療等の用に供する椅子又は寝台を有し、かつ、医師又は看護婦等の<u>用に供する椅子を有すること。</u></p> <p>2 健康診断、治療等の用に供するエックス線撮影装置、検眼装置又は心電図測定装置等を有すること。</p> <p>3～6 (略)</p>		

新		旧	
<p>患者等1人につき介護人1人までの乗車設備を含めることができる。この場合における介護人の乗車設備は、1の設備の近くに設けられていること。</p> <p>また、用途区分通達4-1(3)の規定は、本車の形状には適用しないものとする。</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 物品積載設備を有していないこと。</p>		<p>患者等1人につき介護人1人までの乗車設備を含めることができる。この場合における介護人の乗車設備は、1の設備の近くに設けられていること。</p> <p>また、用途区分通達4-1(3)の規定は、本車の形状には適用しないものとする。</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 物品積載設備を有していないこと。</p>	
<p><u>種な目的に使用するための面積を算定するための設備を含むものとする。</u></p> <p>・<u>患者等の看護のために必要な薬品等を収納する棚等が設置された部分については、物品積載設備には該当しないものとする。</u></p>			
3-3 用途区分通達4-1-3(3)の自動車		3-3 用途区分通達4-1-3(3)の自動車	
車体の形状	構造要件	車体の形状	構造要件
検査測定車	<p>検査、検定、観測、計測、実験等(以下「検査等」という。)を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。なお、国、地方自治体又は調査研究を行うことを目的として設立した一般社団法人若しくは一般財団法人が、検査等を行うために使用する被牽引自動車にあつて</p>	検査測定車	<p>検査、検定、観測、計測、実験等(以下「検査等」という。)を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。なお、国、地方自治体又は調査研究を行うことを目的として設立した一般社団法人若しくは一般財団法人が、検査等を行うために使用する被牽引自動車にあつて</p>
	留意事項		留意事項
	(略)		(略)
	<p>・<u>ルーフラック・キャリア等の各種ラック類、ボンネット、トランク、屋根本体及びこれらに類する</u></p>		<p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p>は、1に掲げる要件を満足するものであればよい。</p> <p>1 検査等を行うのに必要な機械器具又はデータ処理装置を有すること。</p> <p><u>ただし、検査等を行うのに必要な機械器具を構成するセンサー、アンテナ等、検出部は自動車の車室外に設置、展開して使用するものであってもよい。この場合において、特種な目的に使用するための面積には、車室外において検出部を調整するために自動車の車体外表面に設置された作業スペースを含めることができる。</u></p> <p>なお、ノギス、マイクロメータ等、手に持って検査等を行うことができる機械器具は、この場合の検査等に必要な機械器具に該当しないものとする。</p> <p><u>2 1の作業スペースが屋根部に設けられている場合にあつては、作業スペースに至るための安全に昇降できる階段、はしご等</u><u>有していること。</u></p> <p><u>3～4 (略)</u></p>	<p>は、1に掲げる要件を満足するものであればよい。</p> <p>1 検査等を行うのに必要な機械器具又はデータ処理装置を有すること。</p> <p>なお、ノギス、マイクロメータ等、手に持って検査等を行うことができる機械器具は、この場合の検査等に必要な機械器具に該当しないものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>2～3 (略)</u></p>
<p>3-4 用途区分通達4-1-3 (4) の自動車</p>	<p>3-4 用途区分通達4-1-3 (4) の自動車</p>

新		旧		
車体の形状	構造要件	車体の形状	構造要件	
キャンピング グ車	<p>車室内に居住してキャンプをすることを目的とした自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 次の各号に掲げる要件を満足する就寝設備を車室内に有すること。</p> <p>(1)就寝設備の数</p> <p>乗車定員の3分の1以上（端数は<u>切り捨て</u>ることとし、乗車定員<u>2人以下</u>の自動車にあつては<u>1人以上</u>）の大人用就寝設備を有すること。</p> <p>この場合において、大人用就寝設備を<u>少なくとも1人以上</u>有している場合は、子供用就寝設備2人分をもつて大人用就寝設備1人分と見なすことができる。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる要件を満足する水道設備及び炊事設備を有すること。</p> <p>(1)水道設備</p> <p>水道設備とは、次の各号に掲げる要件を満足するものをいう。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 洗面台等は、車室内において容易に使用することができる位置（洗面台等</p>	<p>キャンピング グ車</p> <p>車室内に居住してキャンプをすることを目的とした自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 次の各号に掲げる要件を満足する就寝設備を車室内に有すること。</p> <p>(1)就寝設備の数</p> <p>乗車定員の3分の1以上（端数は<u>切り上げる</u>こととし、乗車定員<u>3人以下</u>の自動車にあつては<u>2人以上</u>）の大人用就寝設備を有すること。</p> <p>この場合において、大人用就寝設備を<u>2人以上</u>有している場合は、子供用就寝設備2人分をもつて大人用就寝設備1人分と見なすことができる。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる要件を満足する水道設備及び炊事設備を有すること。</p> <p>(1)水道設備</p> <p>水道設備とは、次の各号に掲げる要件を満足するものをいう。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 洗面台等は、車室内において容易に使用することができる位置（洗面台等</p>	<p>留意事項</p> <p>(略)</p> <p>・ 2 (1) <u>エ</u>及び2 (2) <u>ク</u>において、「空間を有していること。」とあるのは、キャンプ時において、車室内を拡張させることができるとは、ものである。展開した状態において <u>2 (1) エ及び2 (2) クで規定する有効高さを満足する場合を含むものとする。</u></p> <p>・ <u>乗車設備、構造</u></p>	<p>留意事項</p> <p>(略)</p> <p>・ 2 (1) <u>エ</u>及び2 (2) <u>キ</u>において、「<u>上方には有効高さ1,600mm以上の空間を有していること。</u>」とあるのは、キャンプ時において、車室内を拡張させることをいふことである。展開した状態において <u>洗面台等又は調理台等を利用するための床面から上方に有効高さ1,600mm以上の空間を有することとなる</u>場合を含むものとする。 <u>(新設)</u></p>

新	旧
<p>に正対して使用でき、かつ、洗面台等と利用者の間に他の設備等がなく、かつ、洗面台等を利用するための床面がその他の床面との間に著しい段差を有していないことをいう。)にあること。</p> <p>エ 洗面台等を利用するための床面から上方には有効高さ1,600mm(洗面台等の上端(蛇口、レバー及び浄水器等、水を供給する構造を除く。))が、これを利用するための床面から上方に850mm以下の場合にあつては1,200mm)以上の空間を有していること。</p> <p>(2)炊事設備 炊事設備とは、次の各号に掲げる要件を満足するものをいう。 ア～カ (略) キ 調理台等は、車室内において容易に使用することができる位置(調理台・コンロ等に正対して使用でき、調理台・コンロ等と利用者の間に他の設備等がなく、かつ、調理台・コンロ等を利用するための床面がその他の床面との間に著しい段差を有していないことをいう。) ク 調理台等を利用するための床面から</p>	<p>に正対して使用でき、かつ、洗面台等と利用者の間に他の設備等がないことをいう。)にあり、かつ、これを利用するための床面から上方には有効高さ1,600mm以上の空間を有していること。 (新設)</p> <p>(2)炊事設備 炊事設備とは、次の各号に掲げる要件を満足するものをいう。 ア～カ (略) キ 調理台等は、車室内において容易に使用することができる位置(調理台・コンロ等に正対して使用でき、かつ、調理台・コンロ等と利用者の間に他の設備等がないことをいう。)にあり、かつ、これを利用するための床面から上方には有効高さ1,600mm以上の空間を有していること。 (新設)</p>

新		旧	
	<p>上方には有効高さ1,600mm（調理台等の上面が、これを利用するための床面から上方に850mm以下の場合にあつては1,200mm）以上の空間を有していること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 脱着式の設備は、走行中の振動等により移動することがないよう所定の場所に確実に収納又は固縛することができるものであること。</p> <p><u>また、専用の収納場所を有する場合にあつては、「特種な設備の占有する面積」に当該収納場所の占める面積を、脱着式の設備を当該格納場所に格納する面積を上限として、加えることができるものとする。</u></p> <p>7 (略)</p>	<p>(3) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 脱着式の設備は、走行中の振動等により移動することがないよう所定の場所に確実に収納又は固縛することができるものであること。</p> <p>7 (略)</p>	
(略)	(略)	(略)	(略)
キャンピングトレー	キャンピングトレー	キャンピングトレー	キャンピングトレー
	<p>キャンプをすることを目的とした被けん引自動車であつて、キャンプ時において、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次に掲げる要件を満足する水道設備及び炊事設備を有し、車室内に水道設備の洗面台</p>	<p>キャンプをすることを目的とした被けん引自動車であつて、キャンプ時において、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次に掲げる要件を満足する水道設備及び炊事設備を有し、車室内に水道設備の洗面台</p>	(略)

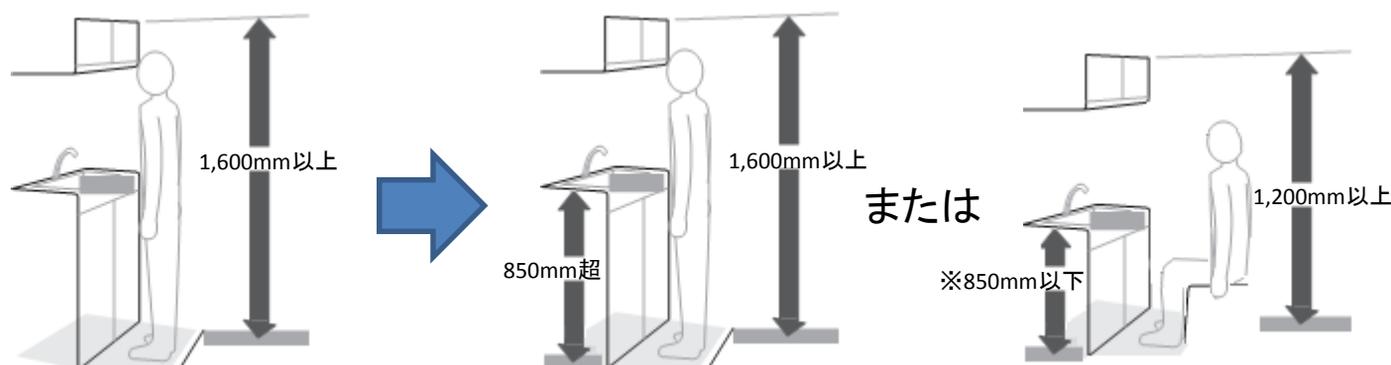
新		旧	
	<p>等及び炊事設備の調理台等並びにコンロ等の設備を有していること。 水道設備及び炊事設備の要件は、キャンピング車の構造要件2(1)、(2)、(3)を準用する。 <u>なお、2(1)エ及び(2)ク中括弧内は適用しない。</u></p> <p><u>附則(令和4年3月1日国自整第278号)</u> 1 本改正規定は、<u>令和4年4月1日から適用する。</u> 2 改正前に登録を受けている自動車又は車両番号の指定を受けている自動車にあつては、<u>本通達で定める自動車の構造要件に関し、その自動車の構造・装置に変更がない限りにおいて、なお従前の例によることとする。</u></p>		<p>等及び炊事設備の調理台等並びにコンロ等の設備を有していること。 水道設備及び炊事設備の要件は、キャンピング車の構造要件2(1)、(2)、(3)を準用する。</p>

キャンピング車等構造要件 見直しのお知らせ

今般、キャンピング車等の構造要件について、見直しをおこない、新しい構造要件を令和4年4月1日より適用します。見直しの内容は以下の通りです。

① 水道・炊事設備を利用する床面の有効高さ見直し

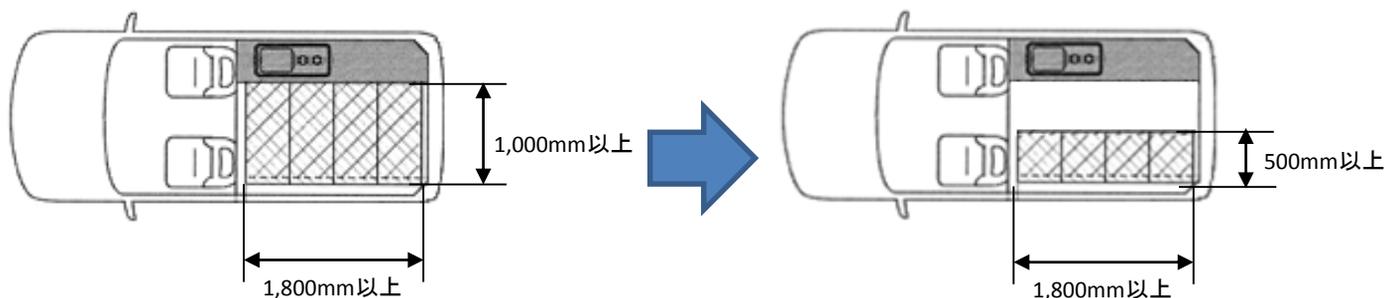
着座姿勢で利用可能な水道・炊事設備※について、これらを利用するための床面高さを1,200mm以上としました。



※着座姿勢で利用可能な水道・炊事設備は、高さ850mm以下。

② 就寝設備の最低数の見直し

乗車定員5名以下の自動車について、最低限必要な就寝設備を大人1名分に変更しました。



☒ 就寝設備 ※大人一人当たりの就寝設備の寸法は、長さ1800mm以上、幅500mm以上。

③ その他特種用途自動車の構造要件見直し

詳しくは、以下URLをご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/kensa/kns07_2.htm



令和4年3月18日
自動車局自動車情報課

4月18日から新たな全国版図柄入りナンバープレートを交付します！

～事前申込の受付は3月22日から開始します！～

新たな全国版図柄入りナンバープレートについて、4月18日(月)から交付を開始することとし、また、3月22日(火)より事前申込の受付を開始することとしましたので、お知らせいたします。

本ナンバープレートは、ラグビーワールドカップ日本大会、東京2020大会特別仕様ナンバープレートに続く、新たな全国版ナンバープレートとして、約5年間の期間限定で交付する予定です。

交付期間内であれば、車の購入時はもちろん、現在お乗りの自動車の車検時など、いつでも新たな全国版図柄入りナンバープレートへ変更することが出来ます。

1. 新たな全国版図柄入りナンバープレートのデザイン

本ナンバープレートは、「日本を元気に」というコンセプトで全国47都道府県の県花がデザインされています。



<自家用登録車>



<事業用登録車>



<自家用軽自動車>

2. 申込み方法

ご自身でウェブサイト (<http://www.graphic-number.jp>) からお申込みいただくか、交付窓口もしくは、お近くのディーラー・整備工場等にご相談ください。

3. 料金について

新たな全国版図柄入りナンバープレートの交付料金は地域により異なります。詳しくは、国土交通省の特設ページをご確認ください。(例：東京地区 8,000 円 (2枚一組)) (https://www.mlit.go.jp/jidosha/zugaranumber_zenkokur4/)

4. 交付期間

令和4年4月18日～令和9年4月30日

5. 寄付金の活用

フルカラーの図柄入りナンバープレートの申込み時にいただいた寄付金(1,000円以上)は、自動車事故の防止等に資する取組に活用されます。

※寄付金無しの場合は、モノトーン版のナンバープレートとなります。

【問い合わせ先】自動車局 自動車情報課 佐藤・柿崎・清水

電話：03-5253-8111 (内線:41145、42103) 直通：03-5253-8588 FAX：03-5253-1639

令和4年3月31日
自動車局技術・環境政策課**重量物を輸送するトレーラの基準緩和の期限が延長されます**
～「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正について～

トラック運送事業における管理部門の負担軽減などを図るため、本年4月より、一定の要件を満たす長大又は超重量物を輸送するセミトレーラの基準緩和認定の期限を延長するとともに申請書面の簡素化を図ります。

1. 背景

トラック運送事業にあっては、ドライバー不足、現場の要員確保が深刻な問題となっており、事業者を取り巻く経営環境は非常に厳しくもあり、管理部門の負担^{*}軽減を望む声も高まるなど、働き方改革の推進など官民あげて課題解決に向けた取り組みが必要となっています。

このため、基準緩和自動車の重大事故の発生状況を踏まえ、申請者の負担軽減等を図る観点から、「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正を行うほか、所要の改正を行います。

- ※ 長大又は超重量貨物を輸送するトレーラの運行に当たっては事前に車両の寸法や重量にかかる道路運送車両の保安基準の緩和認定が必要
- ※ 認定を受けた者は、認定に付された基準緩和の「期限」、「条件」、当該自動車の運行に必要な安全・環境上の「制限」を遵守する必要
- ※ 期限満了日以降も当該車両を維持して運行する場合は、緩和の「継続認定」を受ける必要

2. 改正概要**(1) 提出書面の一部改正**

各様式の集約化等、提出必要書面の見直しにより申請書面を簡素化。

(2) 継続緩和における緩和の期限の一部改正

- ① 安全運行体制や法令遵守体制が徹底されていると認められる安全性優良事業所認定（Gマーク）を受けている事業所に使用の本拠の位置を有する自動車の継続緩和申請について、緩和の期限を現行の4年から無期限に延長。

※安全性優良事業所認定の返納や取り消しとなった場合には、遅滞なく新規緩和の申請が必要。

- ② その他の継続緩和について、重大事故が減少していることから、緩和の期限を現行の2年から4年に延長。

基準緩和の期限の改正

	現行	改正
要件を満たす自動車	新規:2年 初回の継続:3年 2回目以降:4年	新規:2年 継続:無期限
その他の自動車	新規:2年 継続:2年	新規:2年 継続:4年

<要件>

Gマーク認定事業所が継続緩和を申請する自動車で、前回の基準緩和認定日から継続緩和申請日までの間に重大事故や基準緩和自動車の行政処分等がない場合。

3. その他所要の改正**4. 施行日 令和4年4月1日**

<お問い合わせ先> 自動車局技術・環境政策課 宮下・江連

- 79 - 電話:03-5253-8111(内線 42214)

直通:03-5253-8590 FAX:03-5253-1639

「基準緩和自動車の認定要領について(依命通達)」の一部改正について

～基準緩和の期限の見直し、申請提出書面等が一部簡素化されます～



国土交通省

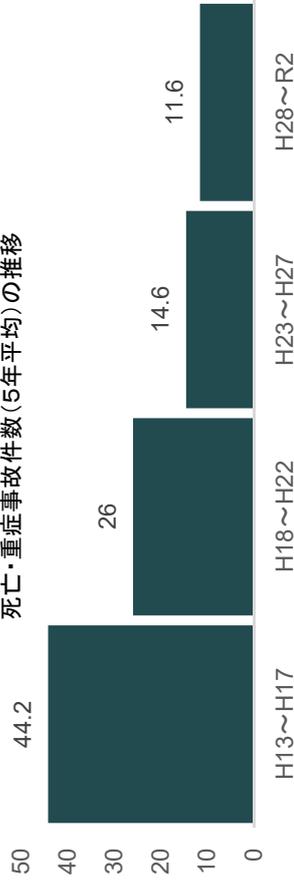
トラック運送事業にあつては、ドライバー不足、現場の要員確保が深刻な問題となっており、事業者を取り巻く経営環境は非常に厳しくもあり、管理部門の負担※軽減を望む声も高まるなど、働き方改革の推進等官民あわせて課題解決に向けた取り組みが必要となっています。

このため、基準緩和自動車の重大事故の発生状況を踏まえ、申請提出書面の簡素化、継続緩和の期限の延長等申請者の利便性向上のため、基準緩和自動車の認定要領について(依命通達)の一部改正をします。

- ※ 長大又は超重量貨物を輸送するトレーラの運行に当たっては事前に車両の寸法や重量にかかる道路運送車両の保安基準の緩和認定が必要
- ※ 認定を受けた者は、認定に付された基準緩和の「期限」、「条件」、「条件」、当該自動車の運行に必要な安全・環境上の「制限」を遵守する必要
- ※ 期限満了日以降も当該車両を維持して運行する場合は、緩和の「継続認定」を受け取る必要

基準緩和自動車の事故実態を踏まえ、緩和の期限を延長

車両総重量20トン超のトラクタトレーラ連結車の死亡・重症事故件数(5年平均)の推移



● **安全性優良事業所認定(Gマーク)を受けた貨物運送事業所が申請する継続緩和について、期限を無期限化。**

※ 安全性優良事業所認定の返納や取り消しとなった場合、遅滞なく新規緩和の申請が必要。

● **その他の継続緩和も、期限を現行の2年から4年に延長。**

基準緩和の期限の改正

	現行		改正	
	要件を満足する自動車	新規: 2年 初回の継続: 3年 2回目以降: 4年	新規: 2年 継続: 無期限	新規: 2年 継続: 2年
その他の自動車	新規: 2年 継続: 2年	新規: 2年 継続: 2年	新規: 2年 継続: 2年	新規: 2年 継続: 2年

<要件>

Gマーク認定事業所が継続緩和を申請する自動車で、前回の基準緩和認定日から継続緩和申請日までの間に重大事故や基準緩和自動車の行政処分等がない場合。

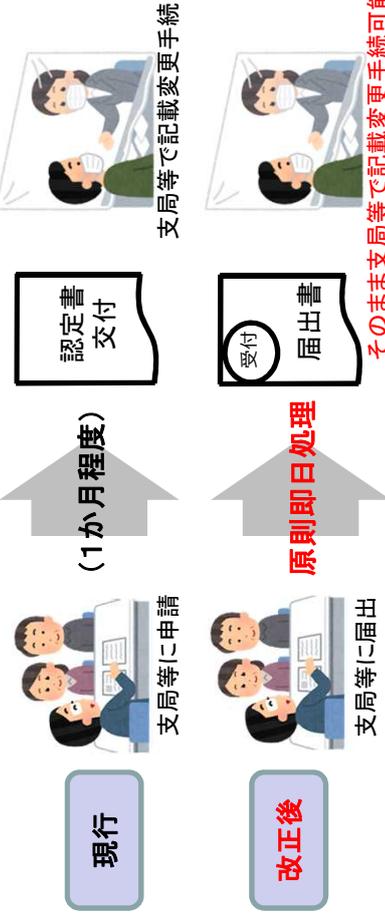
申請提出書面の一部簡素化、変更申請を届出制に変更

- 各種様式を見直し、集約化・簡素化
 - ・ 誓約書、宣誓書を申請書に集約
 - ・ 添付書面の削減



● 変更申請を届出制に変更し即日対応とする

これまで変更申請として扱っていた名称や使用の本拠の位置の変更等について、届出制とすることで審査期間の大幅な短縮により申請者の利便性向上を図る。



そのまま支局等で記載変更手続可能

令和4年5月17日

自動車局

自動車情報課・整備課

「道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令及び道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」を閣議決定

令和元年5月に公布された道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令及び当該施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

令和元年5月に道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号。以下「改正法」という。）が公布され、自動車検査証を電子化することや、自動車検査証に有効期間等を記録する事務等について国土交通大臣が一定の要件を備える者に委託すること等ができることとなりました（以下「記録等事務委託制度」という。）。これに伴い、改正法の施行期日等を定める等の関係政令の整備を行います。

2. 概要

（1）道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

記録等事務委託制度の準備行為に係る施行期日は、令和4年5月23日とし、自動車検査証の電子化及び記録等事務委託制度に係る施行期日は、令和5年1月1日とします。

（2）道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

①道路運送車両法施行令

記録等事務委託制度の創設に伴い、当該委託に係る国土交通大臣の権限を運輸支局長等に委任します。

②自動車登録令

自動車検査証の電子化に伴い、現行、自動車登録検査情報処理システムからの出力方法に、「電磁的方法」を加えます。

③その他

改正法における用語の見直しに伴い、関係政令について所要の改正を行います。

④経過措置

軽自動車における自動車検査証の電子化等に係る経過措置の期限を、令和5年12月31日とします。

3. スケジュール

公布：令和4年5月20日（金）

施行：令和4年5月23日（月）（記録等事務委託制度の準備行為関係）

令和5年1月1日（日）（自動車検査証の電子化及び記録等事務委託制度関係）

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局自動車情報課 道祖土、高橋、林、 03-5253-8111（内線 42114）

令和4年5月20日
自動車局
自動車情報課・整備課

道路運送車両法施行規則等の改正について

～車検証電子化による券面記載事項の変更・記録等事務の委託手続等を定めました～

電子化された自動車検査証(以下「電子車検証」という。)の券面記載事項やICタグの記録事項、記録等事務の委託手続等を定めた道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令が本日公布されました。

1 背景

令和元年5月に道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第14号。以下「改正法」という。)により、令和5年1月から自動車検査証を電子化するとともに、継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務(以下「特定記録等事務」という。)及び自動車検査証の変更記録に関する事務(以下「特定変更記録事務」という。)を国土交通大臣が一定の要件を備える者に委託する制度(以下「記録等事務委託制度」という。)が創設されました。改正法の施行に伴い、電子車検証の記載事項等や記録等事務の委託手続等を定めました。【別紙1】

2 概要

(1) 電子車検証の記載事項等【別紙2～4】

電子車検証の券面には、継続検査や変更登録等の影響を受けない基礎的情報が記載されます。一方、ICタグの記録事項は、自動車検査証の有効期間、所有者の氏名・住所、使用者の住所、使用の本拠の位置等となります。ICタグの記録情報の書き換えのみの場合(継続検査等の申請がオンラインの場合に限る。)、運輸支局等へ出頭を不要とすることが可能になります。

※ 自動車検査証の電子化とあわせて、ICタグに記録された車検証情報をスマートフォンやパソコンで閲覧あるいはPDF等で出力できるよう、令和5年1月より「車検証閲覧アプリ」を提供します。「車検証閲覧アプリ」をインストールしたユーザーに対しては、自動車検査証の有効期間の更新時期をお知らせするサービス等を提供する予定です。

(2) 記録等事務の委託手続等【別紙5】

特定記録等事務等の委託を受けようとする者は、申請書等を運輸支局長等に提出すること、記録等事務代行者の要件、運輸支局長等から自動車検査証への記録等に必要事項の通知、通知を受けた記録等事務代行者が講じる措置等を規定しています。

3 スケジュール

公布：令和4年5月20日(金)

施行：令和4年5月23日(月)(記録等事務の委託申請受付開始)

令和5年1月1日(日)(自動車検査証の電子化及び記録等事務委託制度関係)

【問い合わせ先】

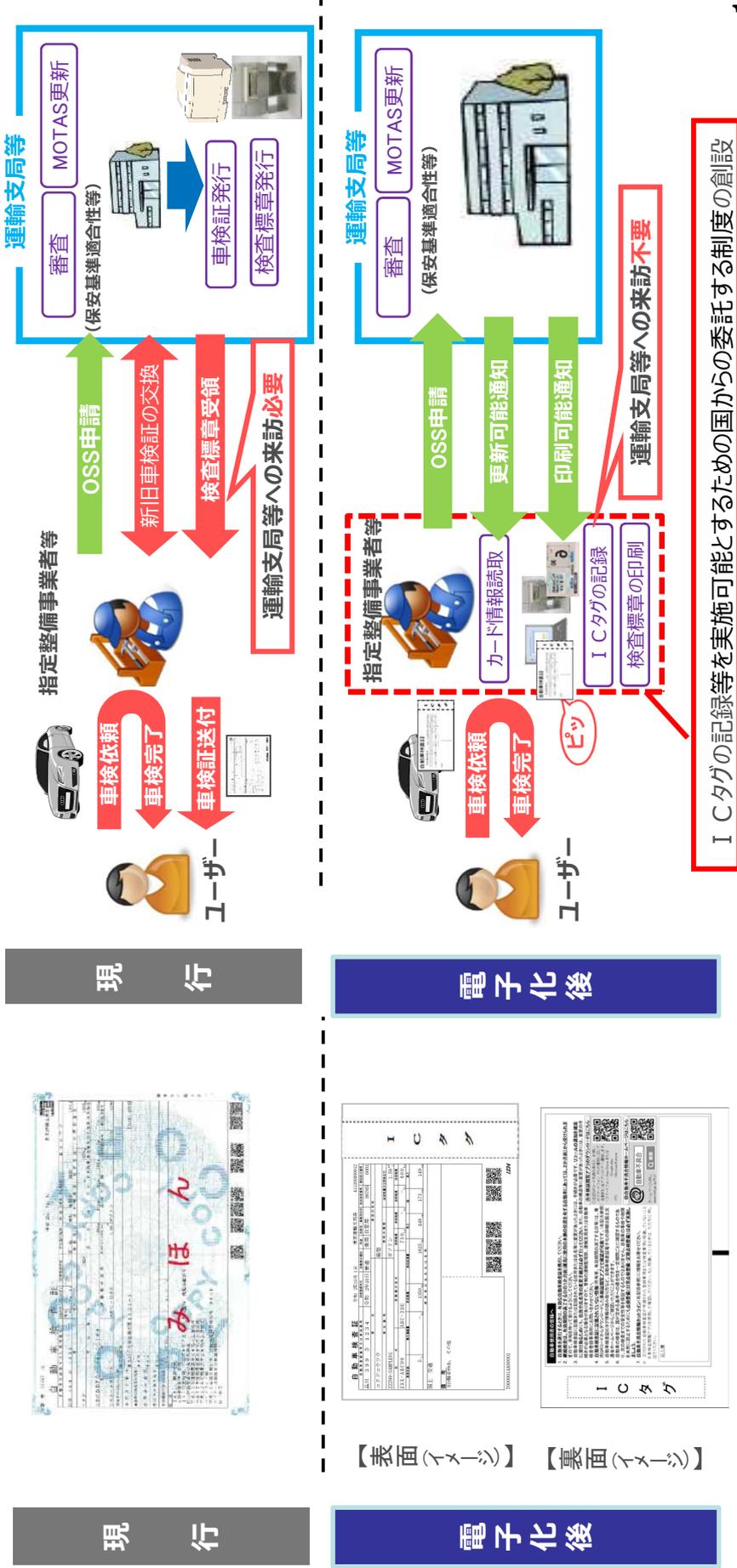
- 自動車検査証の記載事項及び特定記録等事務(継続検査)の委託について
国土交通省自動車局整備課 姉川、野村 03-5253-8111(内線 42424)
- 特定変更記録事務(変更登録)の委託について
国土交通省自動車局自動車情報課 道祖土、高橋、林 03-5253-8111(内線 42114)

○ 令和5年1月より、自動車検査証を電子化するとともに、継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務及び自動車検査証の変更記録に関する事務を運輸支局長等が一定の要件を備える者（指定整備事業者、行政書士等）に委託する制度（記録等事務委託制度）を導入。なお、軽自動車については令和6年1月より導入予定。

○ これにより、継続検査等における運輸支局等への来訪が不要となり、オンラインで完結した申請を実現。

1. 自動車検査証のICカード化

2. ICタグの記録等事務の委託

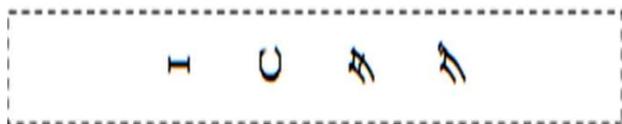


ICタグの記録等を実施可能とするための国からの委託する制度の創設

自動車検査証		令和 2年10月 1日	東京運輸支局長	411200000012
自動車検査番号又は車両番号	品川 399 さ 1234	初年度登録年月	令和 2年10日 普通	自動車の種類 乗用 自家用
型式	ZZZ99-SAMPLE01	車台番号	ABC-3DE	型式指定番号
車名	コグドコウツウ	車体形状	箱型	98765
乗員定員	5人	車体重量	1350kg	類別区分番号
車検重量	1625kg	車検重量又は定格出力	1.59kW	0001
車検長さ	448cm	車検長さ	750cm	
車検幅	173cm	車検幅	600cm	
車検高さ	149cm	車検高さ	600cm	
国土交通		使用者の氏名又は名称		
備考	H10騒音99db, その他			

【台紙】
寸法：縦105mm、横177.8mm
(7インチ)
紙厚：150μm (四六判110kg)

【ICタグ】
通信規格：ISO/IEC14443 TypeA



1234

T000001AA00001

自動車使用者の仕様へ

1. 自動車を運行するときは、有効な自動車検査証を執行してください。
2. 継続検査は、有効期間の満了する日の1か月前(催問)に使用の本機の位置を有する自動車にあっては、2か月前)から受けられず、余裕を持って受けるようにしてください。
3. 自動車検査証に記載または記録されている住所または氏名等に変更があったときには、手続が必要で、リコールの通知を確実に受け取るためにも、住所や氏名等の変更手続は必ず行ってください。また、自動車の構造等に変更があったときには、変更の手続きが必要となる場合がありますので、管轄の運輸監視部、運輸支局または自動車検査登録事務所にお問い合わせください。
4. 自動車検査証に記載されていない情報(所有者、有効期間の満了する日等)は、専用QRコードからダウンロードした車検証閲覧アプリで確認が可能です。(左記を参照)
5. 自動車検査証の読み取り方法、自動車検査証電子化の詳細は国土交通省ホームページからご確認ください。
6. 自動車の検査は、国が定める基準への適合性を一定期間ごとに所定するものであり、次の検査までの安全性等を保証するものではありません。自動車の事故や故障を未然に防止するために、点検整備(日常点検整備・定期点検整備)は必ず実施しましょう。
7. 自動車不具合情報ホットライン(左記を参照)に情報をお寄せください。

* 交付された自動車検査証が申請された登録事項または後発事項と相違していないことを車検証閲覧アプリを使用して確認してください。もし相違しているときは、ただちに申し出てください。

記入欄

ICタグ

自動車不具合情報ホットライン

www.mlit.go.jp/rv/

【別紙3】自動車検査証の券面記載事項とICタグ記録事項



国土交通省

＜券面記載事項＞

- 自動車登録番号／車両番号
- 車名・型式
- 車体の形状
- 家用・事業用の別
- 軸重（前前・前後・後後）
- 車台番号
- 型式
- 原動機の型式
- 用途
- 初度登録年月／初度検査年月
- 交付年月日
- 自動車の種別
- 燃料の種類
- 乗車定員／最大積載量
- 車両重量／最大積載量
- 乗車定員又は名称
- 長さ／幅／高さ
- 総排気量又は定格出力
- 車両重量／車両総重量

● 車両識別符号（車両ID） ※車両ごとに不変の番号として電子化に伴い付与

備考欄情報 ※下線の事項は、電子化に伴い「その旨」のみを券面に記載し、具体的な内容はICタグに記録するもの

- 牽引重量又は第五輪荷重
- 必要な整備を行うべきことを命じた自動車である旨
- 保安基準の緩和をした自動車である旨
- 破壊試験を行っていない装置を備える自動車である旨
- 道路維持作業用車の灯火を備える自動車である旨
- 総重量7t以上の貨物自動車にあっては燃料タンクの個数・容量
- 軽自動車で最高速度60km/hのうち、高速道路を運行しないものである旨
- 牽引自動車である旨
- 被牽引自動車である旨
- 保安上の技術基準についての制限の内容（乗車定員等の制限）
- 保安上・環境保全上の必要な指示をした自動車である旨
- タンク自動車の積載物品名
- タンク自動車の積載物品名
- 青色防犯灯を備える自動車である旨
- 貸渡自動車（ワンウェイ方式）である旨
- キャンピングトレーラーを牽引する自動車である旨

現行の車検証情報はICタグに全て記録

汎用のカードリーダーで読取可能（読取機能付きスマートフォンにも対応）

＜券面非表示事項（ICタグのみ）＞

- 自動車検査証の有効期間
- 所有者の氏名・住所
- 使用者の住所
- 使用の本拠の位置
- 備考欄情報
- 被牽引自動車にあっては牽引自動車の車名・型式
- 保安基準を緩和した自動車にあってはその内容
- 牽引自動車にあっては被牽引自動車の車名・型式
- 保安上・環境保全上の必要な指示をした自動車にあっては、その内容
- 特区法の規定による特殊仕様自動車の内容
- キャンピングトレーラーを牽引する自動車にあっては、その総重量

【別紙4】車検証閲覧アプリの概要



国土交通省

- 今後ICタグに記録されることになる有効期間や使用者住所、所有者情報について、ユーザや関係事業者は、車検証閲覧アプリを活用して当該情報を確認する。
- 閲覧アプリにより、車検証情報の確認のほか、車検証情報ファイルの出力（PDF等）や車検証情報以外の情報の確認等も可能になる予定。
- また、車検証閲覧アプリをインストールしたユーザには車検証有効期間更新時期をお知らせするサービスを開始予定。

車検証閲覧アプリの概要

利用開始時期	サービス時間	利用可能者	利用可能機器
2023年1月～	24時間365日	車検証原本を所持する者 提示を受けられる者	PC スマートフォン

サービスの概要

自動車ユーザー

○ 車検証閲覧アプリをインストール

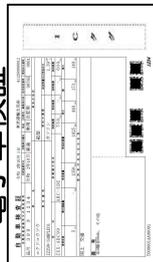


車検証閲覧アプリの機能

- ・車検証情報の閲覧
- ・車検証情報ファイルの出力
- ・リコール情報等の確認 ……



電子車検証



①「車検証閲覧アプリ」の提供

②車検証有効期間更新時期の通知

P!

！通知！



あなたのお車「品川300お1234」
の車検の有効期間が
近づいています。
(有効期間**年**月**日)

国土交通省



【別紙5】記録等事務の委託手続

1. 記録等事務委託制度の対象手続等

	特定記録等事務（改正法第74条の5）	特定変更記録事務（改正法第74条の6）
(1)対象手続	継続検査	変更登録、移転登録 (券面変更を伴わない場合のみ（例：所有者の氏名・住所）)
(2)申請方式	電子申請（OSS申請）	（窓口申請は対象外）

2. 記録等事務の委託にかかる主な手続等

- (1) 申請先：運輸監理部長又は運輸支局長（軽自動車に係る記録等事務の委託を受けようとする場合は、軽自動車検査協会）
- (2) 委託要件
- ①当該事務を行うのに必要かつ適切な能力を有すること

特定記録等事務	行政書士又は行政書士法人、（一社）日本自動車販売協会連合会、（一社）日本自動車整備振興会連合会、（一社）全国軽自動車協会連合会（検査対象軽自動車のみ）、指定自動車整備事業者
特定変更記録事務	行政書士又は行政書士法人

- ②適切な組織体制であること

自動車検査証への記録の適切な実施、検査標章の保管・出納管理・法令遵守等の監督、連絡体制の構築、記録事務責任者の選任 等

- ③必要な設備等を有すること

インターネット接続環境、パソコン、プリンタ（市販レーザープリンタ又はインクジェットプリンタ（純正顔料インク）、個人を認証するもの（マイナンバーカード又はgbizID）、ICカードリーダー・ライター、セキュリティ対策、盗難防止措置 等

(3) その他

- 標識の掲示、検査標章の保管及び紛失届、事業場の位置変更の承認や氏名等変更届、業務廃止届等の手続
- 委託の解除手続き 等

令和4年5月20日
国自情第44号の3
国自整第50号の3

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

特定記録等事務代行等委託要領の制定について

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）の規定により、改正後の道路運送車両法第74条の5第1項及び第74条の6第1項の規定による委託に関し必要な手続その他の行為については、道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和4年政令第194号）の規定により、令和4年5月23日より行うことが可能となったところであり、併せて道路運送車両法施行規則等の一部を改正し、関係法令を整備したところです。

上記期日以降、記録等事務の委託申請をすることが可能となりますので、改正後の道路運送車両法及び道路運送車両法施行規則等に基づく記録等事務の委託審査に関し、別紙のとおり要領を定めましたので、傘下会員に周知をお願い致します。

なお、本件につきましては、各地方運輸局長、沖縄総合事務局長及び軽自動車検査協会理事長に別添のとおり通知していることを申し添えます。

特定記録等事務代行等委託要領

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 特定記録等事務（第4条—第17条）
- 第3章 特定変更記録事務（第18条—第29条）
- 附則

第1章 総則

（適用）

第1条 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第74条の5第1項の規定による継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務の委託及び法第74条の6第1項の規定による自動車検査証の変更記録に関する事務の委託に関しては、同法、道路運送車両法施行令（昭和26年政令第254号）及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 特定記録等事務 自動車検査証への記録及び自動車検査証の返付並びに検査標章の交付に関する事務であって、施行規則第49条の6各号に掲げる事務に該当しないもの
- 二 特定記録等事務代行者 本要領第6条の規定により、運輸支局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）又は軽自動車検査協会（以下「運輸支局長等」という。）より特定記録等事務の委託を受けた者
- 三 特定変更記録事務 登録自動車の自動車検査証の変更記録に関する事務であって、施行規則第49条の20に定める事務に該当しないもの
- 四 特定変更記録事務代行者 本要領第20条の規定により、運輸支局長より特定変更記録事務の委託を受けた者
- 五 委託番号 運輸支局長等が、特定記録等事務代行者又は特定変更記録事務代行者（以下「記録等事務代行者」と総称する。）に特定記録等事務又は特定変更記録事務（以下「記録等事務」と総称する。）を委託するときに付与する固有の番号
- 六 記録等事務代行アプリ 国土交通省自動車局（以下「本省」という。）が構築し、提供するアプリケーションであって、記録等事務代行者が記録等事務を行う際に使用するもの

（委託業務に係る費用）

第3条 記録等事務代行者は、運輸支局長等に対し、記録等事務を行うにあたって必要となる費用又は手数料その他の金銭の支払を請求することができない。

第2章 特定記録等事務

(申請の単位)

第4条 特定記録等事務の委託を受けようとする者は、特定記録等事務の委託の申請について、事業場単位で申請を行うものとする。

(特定記録等事務の委託の申請)

第5条 登録自動車に係る特定記録等事務の委託を受けようとする者は、最寄りの運輸支局長に、検査対象軽自動車に係る特定記録等事務の委託を受けようとする者は、軽自動車検査協会に申請するものとする。

- 2 前項の規定により、同時に運輸支局長及び軽自動車検査協会のいずれにも申請するときは、登録自動車に係る事務及び検査対象軽自動車に係る事務を委託の範囲に含める旨を申請書に明記の上、運輸支局長及び軽自動車検査協会に同時に申請するものとする。
- 3 既に軽自動車検査協会から特定記録等事務の委託を受けている場合において登録自動車に係る特定記録等事務の委託を受けようとするとき又は法第74条の6第1項に基づき変更記録事務の委託を受けている場合において特定記録等事務の委託を受けようとするときは、本要領第8条又は第22条の規定により既に付与された委託番号を申請書に記載するものとする。
- 4 特定記録等事務の委託を受けようとする者は、申請書に連絡先、メールアドレスその他の特定記録等事務の実施にあたり必要な事項を記載して提出するものとする。

(委託に当たっての審査基準等)

第6条 運輸支局長は、特定記録等事務の委託に関する申請があった場合において、施行規則第49条の7の要件として、以下の(1)から(5)に適合すると認められるときは、委託するものとする。

- (1) 特定記録等事務を実施するのに必要かつ適切な能力を有する者として、以下のいずれかに該当する者であること。
 - ア 行政書士の資格を有する者又は行政書士法人
 - イ 行政書士法(昭和26年法律第4号)第19条第1項ただし書に規定する総務省令で定める者として、行政書士法施行規則(昭和26年総理府令第5号)第20条第2項第2号に規定される者(ただし、同号で規定される手続きの区分に限る。)
 - ウ 指定自動車整備事業の指定を受けている者
- (2) 特定記録等事務を実施するのに必要かつ適切な組織として、以下の業務を行う特定記録等事務責任者を選任し、当該事務を確実に実施できる体制を構築していること。
 - ア 自動車検査証への記録の適切な実施の管理
 - イ 検査標章の保管及び出納の管理
 - ウ 法令及び委託に付した条件の遵守についての必要な監督
 - エ 問題が生じた場合等において運輸支局長等と確実に連絡が取れる体制の構築及び適切な措置を講ずる等の統括管理
- (3) 特定記録等事務を実施するのに必要な設備等として、以下を備えていること。

- ア 記録等事務代行アプリを使用することが可能なパソコン
- イ アに接続し、検査標章、自動車検査証記録事項等を印刷するための機器
- ウ アに接続し、自動車検査証に搭載される IC タグをかざすことにより読取及び書換が可能な機器
- エ インターネット接続環境
- オ 記録等事務代行アプリの使用にあたって個人を認証するもの

(4) 特定記録等事務を実施するにあたって、必要なセキュリティ対策が講じられていること。

(5) 施行規則第49条の7第3号に掲げる者に該当しないこと。

2 前条第2項の規定により、登録自動車に係る事務及び検査対象軽自動車に係る事務を委託の範囲に含める旨が明記されている場合において、前項に定める要件をすべて満たしていると認めるときは、当該申請を受けた運輸支局長はその旨を軽自動車検査協会に通知しなければならない。

3 運輸支局長は、軽自動車検査協会から特定記録等事務の委託に関する申請を審査するため、申請者が第1項(1)ウに該当する者であるかについて問合せがあった場合は速やかに回答すること。

(委託に係る事務の範囲)

第7条 運輸支局長は、特定記録等事務代行者に対し、施行規則第49条の6各号に掲げる事務を委託してはならない。

(委託書)

第8条 運輸支局長は、特定記録等事務の委託をしたときは、当該特定記録等事務代行者に対して固有の委託番号を付与し、当該番号を記載した委託書を交付するものとする。ただし、既に当該特定記録等事務代行者が軽自動車検査協会より特定記録等事務の委託を受けているとき又は本要領第20条の規定により既に特定変更記録事務の委託を受けているときは、新たに委託番号を付与せず、先に委託を受けた際に付与された委託番号を委託書に記載するものとする。

(通知の方法)

第9条 運輸支局長は、施行規則第49条の4の規定に基づき特定記録等事務代行者に通知を行うときは、記録等事務代行アプリを通じて通知することとする。

(特定記録等事務代行者が講じる措置)

第10条 特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の4の規定による通知を受けたときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 通知を受けた自動車の自動車検査証の有効期間及び自動車検査証へ記録すべき事項を記録等事務代行アプリを使用することにより自動車検査証に記録し返付すること。
- 二 通知を受けた自動車の自動車検査証の有効期間と同一の有効期間を表示した検査標章を交付すること。

(検査標章の配付等)

- 第11条 運輸支局長は、特定記録等事務代行者の申請により、特定記録等事務に必要な検査標章を配付することとする。
- 2 運輸支局長は、特定記録等事務代行者から未使用の検査標章の返納があった場合はこれを回収することとする。

(検査標章の出納の記録)

- 第12条 運輸支局長は、検査標章授受出納簿（運輸支局用）を作成し、前条の規定により検査標章を配付、回収したとき又は紛失の報告を受けたときは、出納状況を記録しなければならない。
- 2 特定記録等事務代行者は、検査標章の受入れ、交付、き損及び紛失等を記録する検査標章授受出納簿（事業者用）を作成し、検査標章の出納状況を適切に管理しなければならない。

(特定記録等事務代行者に関する記録及びインターネットへの公開等)

- 第13条 運輸支局長は、施行規則第49条の5第1項の規定により特定記録等事務代行者に関する記録を作成したときは、当該記録を本省に報告しなければならない。
- 2 本省は、施行規則第49条の5第2項の規定により特定記録等事務代行者の名称及び住所等を、本省が管理するホームページに掲載することとする。
- 3 運輸支局長は、各運輸支局ホームページにリンクを設置するなど前項に規定するホームページを閲覧することができる状態にすることとする。
- 4 運輸支局長は、施行規則第49条の13の規定による変更の承認を行ったとき又は第49条の14の規定による変更の届出があったときは、第1項の規定による記録を更新し、当該記録を本省に報告しなければならない。
- 5 運輸支局長は、施行規則第49条の15の規定による廃止の届出又は第49条の16の規定による委託の解除を行ったときは、第1項の規定による記録を削除し、その旨を本省に報告しなければならない。
- 6 本省は、前2項の規定による報告を受けたときは、第2項に規定するホームページに掲載した情報を更新又は削除することとする。

(事業場の位置の変更の承認)

- 第14条 特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の13の規定により事業場の位置を変更しようとするときは、本要領第5条各項の規定に準じて、変更の承認申請を行うものとする。
- 2 前項の規定により申請があったときは、運輸支局長は、本要領第6条第1項(2)、(3)及び(4)の審査基準等に準じて審査を行い、要件を満たしていると認められる場合は承認するものとする。

(氏名又は名称等の変更の届出)

- 第15条 特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の14の規定により変更の届出をするときは、委託を受けた運輸支局長等に届け出るものとする。

- 2 特定記録等事務代行者は、前項に定めるほか、本要領第5条第4項の規定により提出した連絡先、メールアドレスその他の特定記録等事務の実施にあたり必要な事項に変更があった場合は、委託を受けた運輸支局長等に届け出るものとする。

(委託業務廃止の届出)

- 第16条 特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の15の規定による委託業務廃止の届出をするときは、あらかじめ、委託を受けた運輸支局長等に届け出るものとする。
- 2 特定記録等事務代行者は、前項の廃止をした場合、遅滞なく保管している検査標章を運輸支局長に返納すること。

(委託の解除等)

- 第17条 運輸支局長は、施行規則第49条の16の規定によるほか、特定記録等事務代行者が本要領の規定に違反したときは委託を解除することができる。
- 2 運輸支局長は、前項の解除を行った場合、当該解除を行った特定記録等事務代行者に対し、遅滞なく保管している検査標章を返納させるものとする。

第3章 特定変更記録事務

(申請の単位)

- 第18条 特定変更記録事務の委託を受けようとする者は、特定変更記録事務の委託の申請について、事業場単位で行うものとする。

(特定変更記録事務の委託の申請)

- 第19条 特定変更記録事務の委託を受けようとする者は、当該委託を受けようとする事務の範囲を管轄する運輸支局長に申請するものとする。
- 2 前項の規定において、複数の運輸支局長に申請するときは、申請手続を行うにあたり利便性の高い運輸支局長（以下「代表運輸支局長」という。）を指定した上で、複数の運輸支局長に同時に申請するものとする。
- 3 既に運輸支局長から特定変更記録事務の委託を受けている場合において委託を受けていない運輸支局長から委託を受けようとするとき又は法第74条の5第1項に基づき特定記録等事務の委託を受けている場合において特定変更記録事務の委託を受けようとするときは、本要領第8条又は第22条の規定により既に付与されている委託番号を申請書に記載するものとする。
- 4 特定変更記録事務の委託を受けようとする者は、申請書に連絡先、メールアドレスその他の特定変更記録事務の実施にあたり必要な事項を記載して提出するものとする。

(委託に当たっての審査基準等)

- 第20条 運輸支局長は、特定変更記録事務の委託に関する申請があった場合において、施行規則第49条の21の要件として、以下の(1)から(5)に適合すると認められるときは、委託するものとする。ただし、複数の運輸支局長へ同時に申請があった場合は前条第2項に規定す

る代表運輸支局長が審査し、他の運輸支局長は次項の規定により代表運輸支局長から通知を受けてから審査するものとする。

(1) 特定変更記録事務を実施するのに必要かつ適切な能力を有する者として、行政書士の資格を有する者又は行政書士法人であること。

(2) 特定変更記録事務を実施するのに必要かつ適切な組織として、以下の業務を行う特定変更記録事務責任者を選任し、当該事務を確実に実施できる体制を構築していること。

ア 自動車検査証への記録の適切な実施の管理

イ 法令及び委託に付した条件の遵守についての必要な監督

ウ 問題が生じた場合等において運輸支局長と確実に連絡が取れる体制の構築及び適切な措置を講ずる等の統括管理

(3) 特定変更記録事務を実施するのに必要な設備等として、以下を備えていること。

ア 記録等事務代行アプリを使用することが可能なパソコン

イ アに接続し、自動車検査証記録事項を印刷するための機器

ウ アに接続し、自動車検査証に搭載される IC タグをかざすことにより読取及び書換が可能な機器

エ インターネット接続環境

オ 記録等事務代行アプリの使用にあたって個人を認証するもの

(4) 特定変更記録事務を実施するにあたって、必要なセキュリティ対策が講じられていること。

(5) 施行規則第49条の21第3号に掲げる者に該当しないこと。

2 前条第2項の規定により、申請者が複数の運輸支局長に対して委託の申請をした場合において、代表運輸支局長は、前項に定める要件をすべて満たしていると認めたときは、その旨を申請があった他のすべての運輸支局長に通知しなければならない。

(委託に係る事務の範囲)

第21条 運輸支局長は、特定変更記録事務代行者に対し、施行規則第49条の20に掲げる事務を委託してはならない。

(委託書)

第22条 運輸支局長は、特定変更記録事務の委託をしたときは、当該特定変更記録事務代行者に対して固有の委託番号を付与し、当該番号を記載した委託書を交付するものとする。ただし、既に当該特定変更記録事務代行者が本要領第6条の規定により特定記録等事務の委託を受けているとき又は本要領第20条の規定により他の運輸支局長から特定変更記録事務の委託を受けているときは、新たに委託番号を付与せず、先に委託を受けた際に付与された委託番号を委託書に記載するものとする。

(通知の方法)

第23条 運輸支局長は、施行規則第49条の18の規定に基づき特定変更記録事務代行者に通知を行うときは、記録等事務代行アプリを通じて通知することとする。

(特定変更記録事務代行者が講じる措置)

第24条 特定変更記録事務代行者は、施行規則第49条の18の規定による通知を受けたときは、通知を受けた自動車検査証の変更記録を行うために必要な事項を記録等事務代行アプリを使用することにより自動車検査証に記録し返付しなければならない。

(特定変更記録事務代行者に関する記録及びインターネットへの公開等)

第25条 運輸支局長は、施行規則第49条の19第1項の規定により特定変更記録事務代行者に関する記録を作成したときは、当該記録を本省に報告しなければならない。

- 2 本省は、施行規則第49条の19第2項の規定により特定変更記録事務代行者の名称及び住所等を、本省が管理するホームページに掲載することとする。
- 3 運輸支局長は、各運輸支局ホームページにリンクを設置するなど前項に規定するホームページを閲覧することができる状態にすることとする。
- 4 運輸支局長は、施行規則第49条の26の規定による変更の承認を行ったとき又は第49条の27の規定による変更の届出があったときは、第1項の規定による記録を更新し、当該記録を本省に報告しなければならない。
- 5 運輸支局長は、施行規則第49条の28の規定による廃止の届出又は第49条の29の規定による委託の解除を行ったときは、第1項の規定による記録を削除し、その旨を本省に報告しなければならない。
- 6 本省は、前2項の規定による報告を受けたときは、第2項に規定するホームページに掲載した情報を更新又は削除することとする。

(事業場の位置の変更の承認)

第26条 特定変更記録事務代行者は、施行規則第49条の26の規定により事業場の位置を変更しようとするときは、本要領第19条各項の規定に準じて、変更の承認申請を行うものとする。

- 2 前項の規定により申請があったときは、運輸支局長は本要領第20条第1項(2)、(3)及び(4)の審査基準等に準じて審査を行い、要件を満たしていると認められる場合は承認するものとする。

(氏名又は名称等の変更の届出)

第27条 特定変更記録事務代行者は、施行規則第49条の27の規定により変更の届出をするときは、委託を受けた運輸支局長に届け出るものとする。

- 2 特定変更記録事務代行者は、前項に定めるほか、本要領第19条第4項の規定により提出した連絡先、メールアドレスその他の特定変更記録事務の実施にあたり必要な事項に変更があった場合は、委託を受けた運輸支局長に届け出るものとする。

(委託業務廃止の届出)

第28条 特定変更記録事務代行者は、施行規則第49条の28の規定による委託業務廃止の届出をするときは、あらかじめ、委託を受けた運輸支局長に届け出るものとする。

(委託の解除等)

第29条 運輸支局長は、施行規則第49条の29の規定によるほか、特定変更記録事務代行者が本要領の規定に違反したときは委託を解除することができる。

附 則

(施行期日)

この要領は令和4年5月23日から施行する。

令和4年5月20日

国自整第52号の3

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る
「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）に基づく準備行為として本年5月23日より可能となる委託申請等については、「特定記録等事務代行等委託要領」（令和4年5月20日付け国自情第44号・国自整第50号、以下「局長通達」という。）における「特定記録等事務」について別添のとおり運用することとしましたので、傘下会員に周知をお願い致します。

なお、本件につきましては、各地方運輸局自動車技術安全部長、沖縄総合事務局運輸部長及び軽自動車検査協会検査部長に別紙のとおり通知していることを申し添えます。

特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る
「特定記録等事務代行等委託要領」の運用

局長通達第5条

- ・ 登録自動車に係る特定記録等事務の委託を受けようとする者は最寄りの運輸支局長に、別記様式1の申請様式により申請するものとする。
なお、自動車検査登録事務所に申請書が到達した場合は、当該自動車検査登録事務所を管轄する運輸支局長あてに当該書面を送付するものとする。
- ・ 申請様式には運輸支局長からの各種通知を受けるためのメールアドレス、本申請に係る担当者の氏名及び連絡先電話番号を記載するものとする。
- ・ 委託書の交付は、申請を受理した日から概ね30日程度で行うものとする。

局長通達第6条

- ・ (1)のアからウのいずれかに該当する者であることの確認方法については以下のとおりとする。
 - (アについて)
行政書士の資格の確認については、行政書士証票の写しの添付をもって行うものとする。また、行政書士法人の確認にあたっては、登記事項証明書の写し又は定款の写しの添付をもって行うものとする。
 - (イについて)
定款の写しの添付をもって確認するものとする。
 - (ウについて)
申請書に記載された指定整備工場コードを指定自動車整備事業者台帳により確認するものとする。
- ・ (2)の要件を満たしていることの確認については、別記様式1に添付される添付資料1により行うものとする。
なお、「特定記録等事務を実施するのに必要かつ適切な組織」の具体的な要件は、特定記録等事務を行うために必要な法令や通達、委託条件を理解したうえでアからエの業務を行うとともに、当該事務にあたる者への周知や指導を実施できる者を特定記録等事務責任者として選任し、適切かつ確実に当該業務にあたることのできる体制を整えているものであることに留意するものとする。
- ・ (3)及び(4)の要件を満たしていることの確認については、別記様式1に添付される添付資料1により行うものとする。
- ・ (5)の確認については、別記様式1に添付される添付資料2により行うものとする。

局長通達第8条

- ・ 運輸支局長は、特定記録等事務の委託をしたときは、当該特定記録等事務代行者に対してあらかじめ本省から割り当てられた委託番号を付与し、当該番号を記載した委託書（別記様

式2)を交付するものとする。

- ・ 登録自動車に係る特定記録等事務の委託を受けようとする申請と検査対象軽自動車に係る特定記録等事務の委託を受けようとする申請が同時に行われた場合は、運輸支局長は委託をする際に記載する委託番号を速やかに軽自動車検査協会に対して通知するものとする。
- ・ 委託書の発行は運輸支局長、軽自動車検査協会がそれぞれ行うものとする。

局長通達第11条

- ・ 特定記録等事務代行者は、検査標章配付申請書兼受領書（別記様式3）に申請年月日、申請者名、配付希望枚数等の必要事項を記入し、委託を受けた運輸支局長に提出しなければならない。その際、委託書の写し及び検査標章授受出納簿（事業者用）の写し（初回申請時を除く）を提示するものとする。なお、検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けている特定記録等事務代行者においては、事業場の所在地を管轄する運輸支局長に提出しなければならない。
- ・ 特定記録等事務代行者は、検査標章を受領した場合は、検査標章配付申請書兼受領書（別記様式）の受領者氏名欄に記名しなければならない。特定記録等事務責任者は、受領した検査標章の数量等を確認し、検査標章授受出納簿（事業者用）（別記様式4）に必要事項を記入したうえで、事業場において紛失、盗難等がないように厳重に保管しなければならない。
- ・ 運輸支局長は、検査標章を特定記録等事務代行者に配付する際は、次に掲げる確認等を行うこととする。
 - 一 特定記録等事務代行者から提出された検査標章配付申請書兼受領書に記載の不備等がないか確認すること。
 - 二 希望枚数算出根拠が適切であるかを確認し、希望枚数を配付すること。希望枚数算出根拠が不適切であることが判明したときは、配付しないものとする。この場合において、希望枚数が当該事業場の前年度同時期における3ヶ月間の継続検査業務量に1.1を乗じた値（100未満切り上げ）を超える場合（直近3ヶ月の間に複数回申請があった場合は、その配付枚数を含めて判断するものとする。）は、希望枚数算出根拠が不適切であるものとして補正を求めるものとする。なお、前年度の実績が無い場合や事業規模の変更等により、業務量の変化が見込まれる場合等は、使用予測枚数及びその理由を記載させるものとする。検査標章を配付する枚数は、在庫状況や申請者の残枚数を考慮し、調整することができる。
 - 三 検査標章授受出納簿（運輸支局用）（別記様式5）に必要事項を記入すること。
- ・ 運輸支局長は、自動車検査登録事務所において検査標章を特定記録等事務代行者に配付することを妨げないものとする。この場合、配付の申請を行う特定記録等事務代行者は、検査標章配付申請書兼受領書を施行規則第49条の4第1項第1号の申請を行う自動車検査登録事務所1か所に提出しなければならない。なお、検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けている特定記録等事務代行者においては、事業場の所在地を管轄する自動車検査登録事務所に提出しなければならない。
- ・ 特定記録等事務代行者は、検査標章を紛失したときは、直ちに、その年月日、枚数及び理由その他必要事項を検査標章紛失届出書（別記様式6）に記入し、特定記録等事務の委託を

第二章 検査業務関係

受けた運輸支局長に届け出なければならない。この場合において、検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けている特定記録等事務代行者にあつては、軽自動車検査協会に届け出なければならない。

- ・ 特定記録等事務代行者は、き損した検査標章を検査標章授受出納簿（事業者用）とともに保存し、印刷前の検査標章で不良のものがあつた場合は運輸支局長に返納しなければならない。
- ・ 運輸支局長は、提出があつた検査標章配付申請書兼受領書を提出された日の属する年度の翌年度の末日まで保存しなければならない。
- ・ 運輸支局長は、返納された検査標章を確認し、同様の不良の形態が頻発している場合は本省に報告することとする。なお、本省に報告する必要があると判断した検査標章については、運輸支局において適切に廃棄するものとする。

局長通達第12条

- ・ 運輸支局長は、「自動車検査業務実施要領について（依命通達）（昭和36年11月25日付け自車第880号）」別添「自動車検査業務実施要領」6-1に規定されている検査標章授受出納簿以外に特定記録等事務代行者に係る検査標章授受出納簿（運輸支局用）を作成し、検査標章の出納状況を明確に記録しておかなければならない。
- ・ 運輸支局長は、自動車検査登録事務所に対し、前項に規定する方法により記録させ、検査標章納入予定月の前月10日までに出入納状況を報告させるものとする。
- ・ 運輸支局長は、返納された検査標章の枚数を検査標章授受出納簿（運輸支局用）に記入すること。
- ・ 運輸支局長は、特定記録等事務代行者に、検査標章授受出納簿（事業者用）を作成させ、検査標章の出納状況を明らかにさせることとし、作成に当たっては、受入れ、交付、き損、紛失等出納事由を明らかにさせるものとする。
- ・ 特定記録等事務代行者は、作成した検査標章授受出納簿（事業者用）を記録した日の属する年度の翌々年度の末日まで保存しなければならない。

局長通達第13条

- ・ 運輸支局長は、令和4年12月2日までに委託した特定記録等事務代行者に係る施行規則第49条の5第2項の各号に定める事項の他、委託番号、電話番号を別記様式7の報告様式に記載のうえ令和4年12月9日までに本省に報告するものとする。
また、令和4年12月3日以降、書面による申請により委託した特定記録等事務代行者については、令和5年1月31日までに別記様式7により報告するものとする。
- ・ 運輸支局長は、施行規則第49条の13及び第49条の14に規定する変更があつた場合は、当該変更後の内容を報告様式に記載し、令和4年12月9日又は令和5年1月31日のうち先に到来する日までに本省に報告するものとする。
- ・ 令和4年12月9日までに本省に報告があつたものについては、本省は令和5年1月4日から記録等事務代行アプリを使用できるように所要の作業を行う。また、令和5年1月31日までに本省に報告があつたものについては、令和5年2月20日から記録等事務代行アプ

リを使用できるように本省において所要の作業を行う。

局長通達第14条

- ・ 特定記録等事務代行者は、事業場の位置を変更しようとするときは、概ね30日前までに別記様式8により申請を行うものとする。
- ・ 運輸支局長は、変更申請があったときは、局長通達第4条及び第5条の運用に準じて処理を行うものとし、承認後は特定記録等事務代行者に対し変更承認書（別記様式9）を交付するものとする。

局長通達第15条

- ・ 特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の14の規定による変更をしようとするときは、概ね7日前までに別記様式8により届出を行うものとする。

局長通達第16条

- ・ 特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の15の規定による委託業務の廃止をしようとするときは、概ね7日前までに別記様式10により届出を行うものとする。

準備行為期間後の本通達の取扱いについて

- ・ 令和5年1月からはオンラインでの申請等が可能となるため、別途オンライン申請に係る局長通達の運用についての通達を発出予定であるが、一部令和5年1月時点においてオンライン化していない手続きについては当分の間本通達によることとする。